

令和6年3月10日

令和5年度税務調査報告及び
税務当局への改善要望等意見
～集計及び取りまとめ結果～

名古屋税理士会制度部

〈目 次〉

1集計結果及び分析.	
(1)調査件数.	
(2)税目別調査担当部門.	
(3)調査時期と所得税確定申告時期の調査の有無.	
(4)税理士法第30条の届出書の添付と調査通知.....	5
(5)調査件数及び調査通知.	
(6) 調査内容	9
(7)反面調査.	
(8)前回調査からの期間.	
(9)税目別調査理由開示の有無.	
(10)実調査日数及び調査期間.	
(11)調査結果及び修正期間.	
(12)否認事項別重加算税賦課状況.	
(13)調査に関する報酬の有無.	
(14)管轄署別データ.	
2税務調査に対する税務当局への改善要望等意見.	
3名古屋税理士会への意見.	
4参考資料.	

令和5年度税務調査報告及び税務当局への改善要望等意見

本年度34回目を迎えました「税務調査報告及び税務当局への改善要望等意見」の実施につきまして、会員の皆様には多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回441件の調査事案を基に、データの集計と分析を行い、税務当局への改善要望等を取りまとめましたので、ここにご報告させていただきます。

この集計結果が会員の皆様の税務調査立会のご参考となることを願いますとともに、今後も税務当局への改善要望として活用させていただきます。前年度の改善要望については、昨年開催されました国税局との実務者懇談会において、当局へお伝えさせていただきました。また、今後開催される税務署との書面添付制度協議会等にも、この集計結果をご利用いただければ幸いに存じます。

制度部では、今後も税務調査の実態を把握することにより、会員の皆様の税理士業務に参考となるよう、調査報告を実施させていただきます。会員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

制度部長加藤直之

【実施内容】

- (1) 対象期間 令和4年7月1日から令和5年6月30日まで
- (2) 時期 令和5年9月号会報発送、回答期限：令和5年11月12日
- (3) 目的
 - 国税通則法改正後の調査の実態及び推移の把握
 - 税理士法第34条「調査の通知」の励行
 - 調査の現場での問題点の取りまとめ

留意事項

○集計表の比率（構成比）
集計表の比率（構成比）は、小数点第1位で四捨五入して表示しているため、表記上の数値を足し上げても100％にならない（99％ or 101％等）ケースあり。

○単純集計
質問ごとに、それぞれの選択肢に何人が回答したのかを集計したもの。

○クロス集計
質問の中で、2つないし3つ程度の項目に着目してデータの分析や集計を行うこと。
1つないし2つの項目を縦軸に、もう1つの項目を横軸において表を作成して集計を行ったもの。

本集計表では、第II票のデータ分析で下記のクロス軸を設定して、集計を実施。
クロス軸

- ・調査担当部門別
- ・法第30条の添付の有無 x 調査通知別
- ・管轄署別
- ・法第33条の2の書面添付の有無別
- ・対象税目別
- ・対象税目X否認事項別

※円グラフ（n=）は分低である。

役職名	氏名	支部名
副会長	小松佳史	名古屋中村
専務理事	大川雅彰	熱田
専務理事	後藤 聡	中 川
部長	加藤直之	岐阜北
副部長	三島幹雄	高山
副部長	仙田浩人	昭和
部員	演 久人	千 種
部員	水野貴郎	名古屋東
部員	吉野縫子	名古屋北
部員	坂本貴志	名古屋西
部員	俵 直人	名古屋中
部員	荒井真紀	熱 田

1. 集計結果及び分析

(1) 調査件数

(表1) 調査件数

	法人税消費税	所得税・消費税	資産税	未回答	合計
調査件数 (内確定申告期に調査のあったもの)	319 (20)	62 (3)	60 (0)	(0)	441 (23)

【参考資料】

	名古屋国税局実地調査件数		会員からの回答件数		回答率	
	所得税	法人税	所得税	法人税	所得税	法人税
令和5年度	7,270	7,273	62	319	0.09%	4.39%
令和4年度	5,663	6,094	67	342	1.18%	5.61%

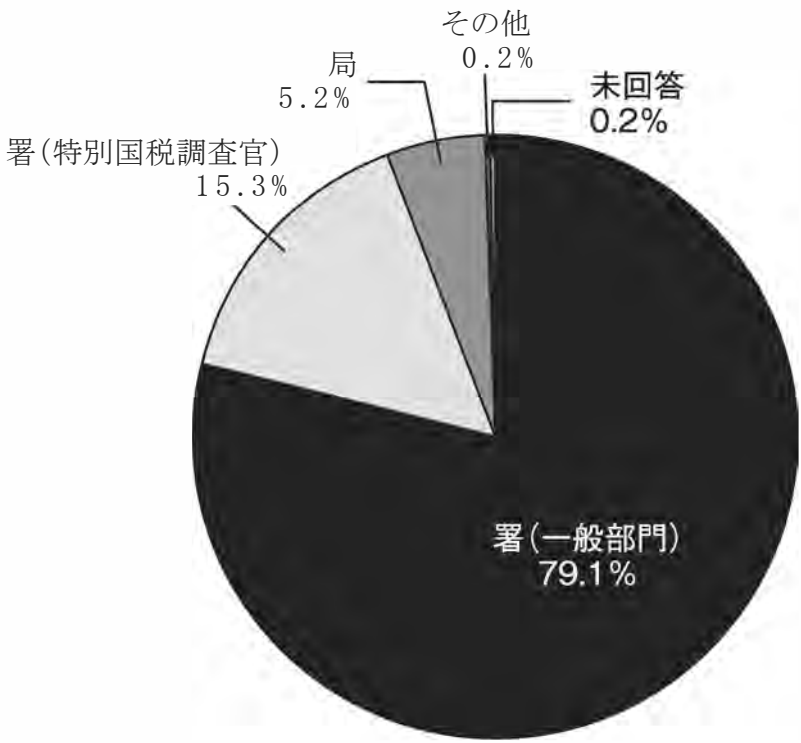
(2) 税目別調査担当部門

(表2) 税目別調査担当部門

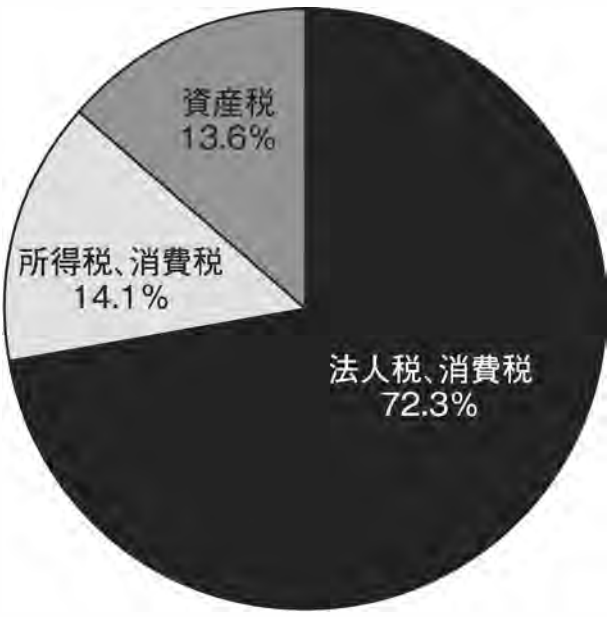
担当部門	法人税・消費税	所得税・消費税	資産税	未回答	R5年度合計	R4年度合計	R3年度合計
署(一般部門)	240	50	46		336 100%	337 100%	194 100%
署(特別国税調査官)	52	8	5		65 100%	69 100%	56 100%
局	16	3	3		22 100%	18 100%	14 100%
その他	1				1 100%	12 100%	4 100%
未回答	1				1 100%	4 100%	1 100%
令和5年度合計	319 72.3	62 14.1%	60 13.6%		441 100%	447 100%	280 100%
令和4年度合計	342 76.5%	67 15%	38 8.5%		447 100%	-	-

※対象科目の回答数は全体で441です。
その内「法33条の2の書面添付の有無」で
「調査省略(意見聴取有)」と回答した16
件は調査担当部門の全体数に含んでいない
ため、425となっています。

調査担当部門(n=425)



対象税目(n=441)



(3)調査時期と所得税確定申告時期の調査の有無

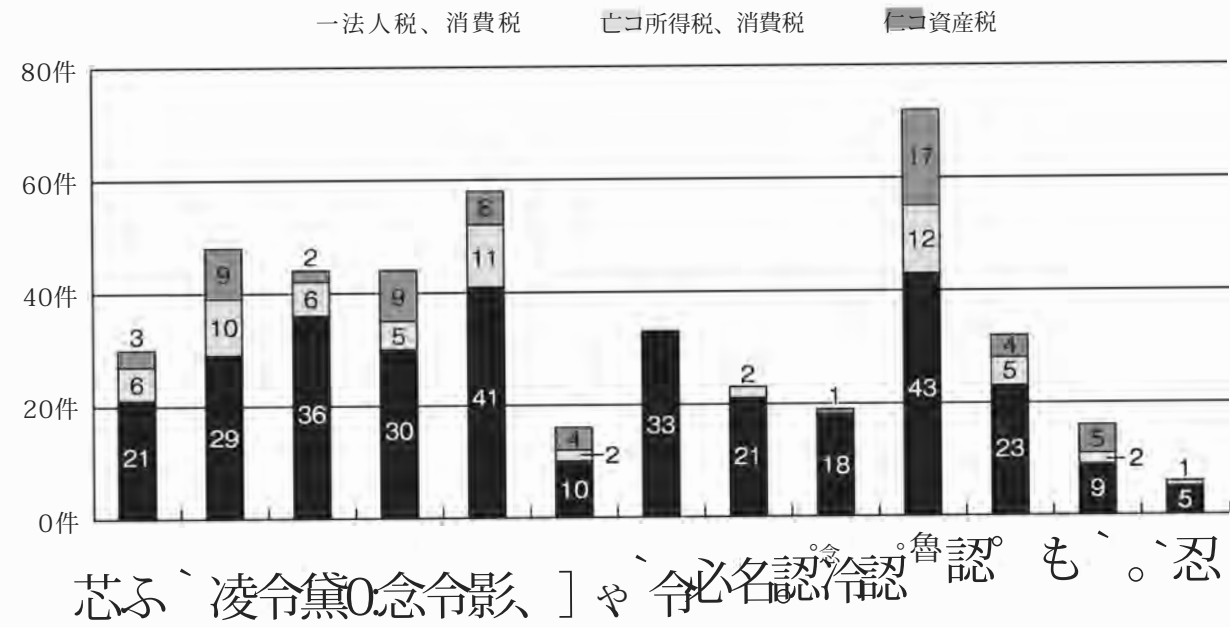
(表3)調査時期と所得税確定申告時期の調査の有無

担当部門	調査期 間														合計	所得税確定申告時期の調査			
	R4年7月	R4年8月	R4年9月	R4年10月	R4年11月	R4年12月	R5年1月	R5年2月	R5年3月	R5年4月	R5年5月	R5年6月	未回答	はい		いいえ	未回答	合計	
署一般	23	35	31	35	46	14	23	17	15	57	23	13	4	336	15	262	13	290	
署特調	4	5	10	7	8	1	6	2	1	12	7	1	1	65	3	55	2	60	
局	3	3	2	2	3	1	4	1	1	1	1	1	1	22	3	15	1	19	
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		1	0	1	0	1	
未回答													1	1		1		1	
合計	30	48	44	44	58	16	33	23	19	72	32	16	6	441	23	342	16	381	
比率	6.8%	10.9%	10.0%	10.0%	13.2%	3.6%	7.5%	5.2%	4.3%	16.3%	7.3%	3.6%	1.4%	100.0%	6.0%	89.8%	4.2%	100.0%	
令和4年度合計	22	44	32	56	63	17	30	24	17	82	40	13	7	447	26	375	8	409	
	4.9%	9.8%	7.2%	12.5%	14.1%	3.8%	6.7%	5.4%	3.8%	18.3%	8.9%	2.9%	1.6%	100.0%	6.4%	91.7%	2.0%	100.0%	

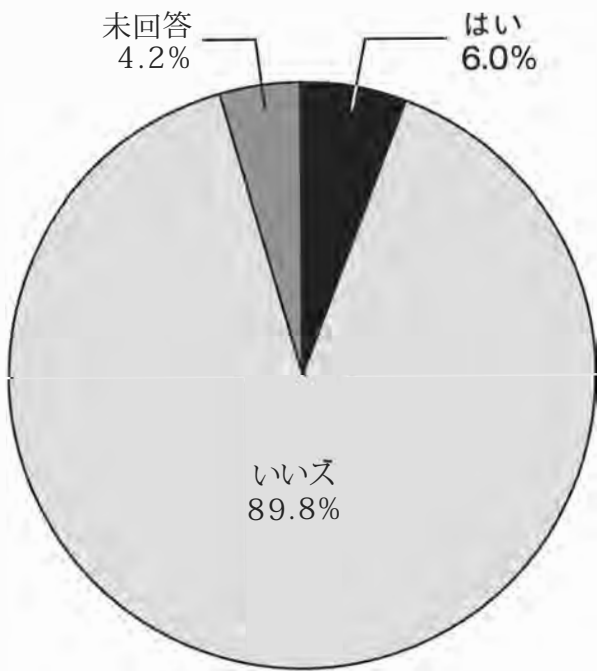
※資産税調査は除きます。

●所得税確定申告時期の調査は件数、比率とも前年並みであった。

実調査開始日(n=441)



所得税確申期中の実調査の有無 (n=381)



(4) 税理士法第30条の届出書の添付 と調査通知

(表4)税理士法第30条の届出書の添付 と調査通知

※合計の構成比 (%) は、縦列の比率

添付と通知の有無		法人税、消費税	所得税、消費税	資産税	令和5年度※	令和4年度
添付あり	税理士のみ	251 75.4%	36 10.8%	46 13.8%	333 75.5%	330 73.8%
	納税者のみ	1 50.0%	1 50.0%	0.0%	2 0.5%	5 1.1%
	税理士及び納税者	33 68.8%	5 10.4%	10 20.8%	48 10.9%	66 14.8%
	通知なし	15 88.2%	0.0%	2 11.8%	17 3.9%	13 2.9%
	未回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4 0.9%
	小計	300 75.0%	42 10.5%	58 14.5%	400 90.7%	418 93.5%
添付なし	税理士のみ	11 64.7%	5 29.4%	1 5.9%	17 3.9%	18 4.0%
	納税者のみ	2 18.2%	8 72.7%	1 9.1%	11 2.5%	2 0.4%
	税理士及び納税者	3 33.3%	6 66.7%	0.0%	9 2.0%	6 1.3%
	通知なし	2 100.0%	0.0%	0.0%	2 0.5%	1 0.2%
	未回答	0.0%	1 100.0%	0.0%	1 0.2%	0.0%
	小計	18 45.0%	20 50.0%	2 5.0%	40 9.1%	27 6.0%
未回答		1 100.0%	0.0%	0.0%	1 0.2%	2 0.4%
合計		319	62	60	441	447
		72.3%	14.1%	13.6%	100.0%	100.0%

(表 4 2) 法 第 30条の添付の有無

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
法第30条の添付あり	400	418	253
法第30条の添付なし	40	27	21
未回答	1	2	6
合計	441	447	280

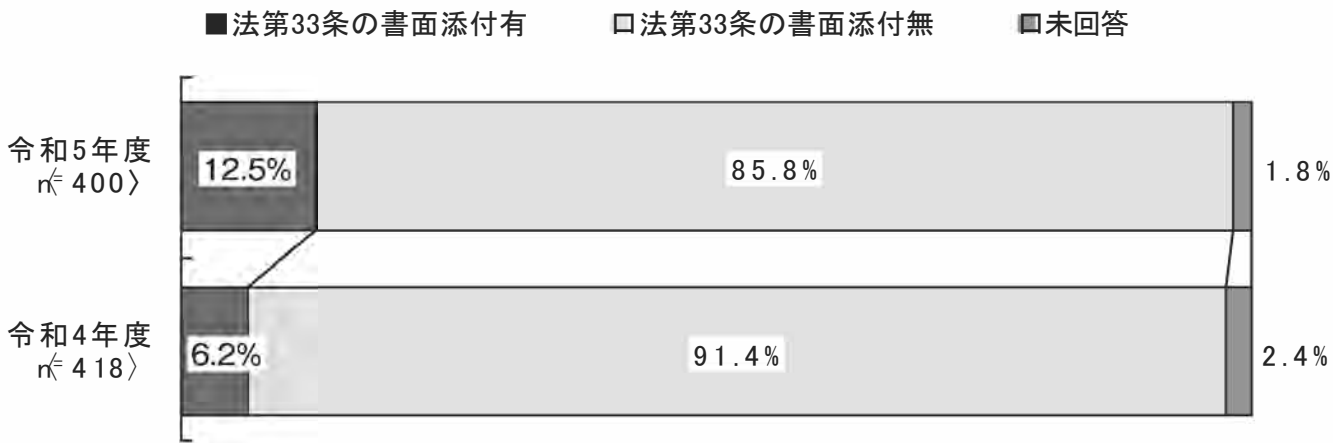
※調査省略を含みます。



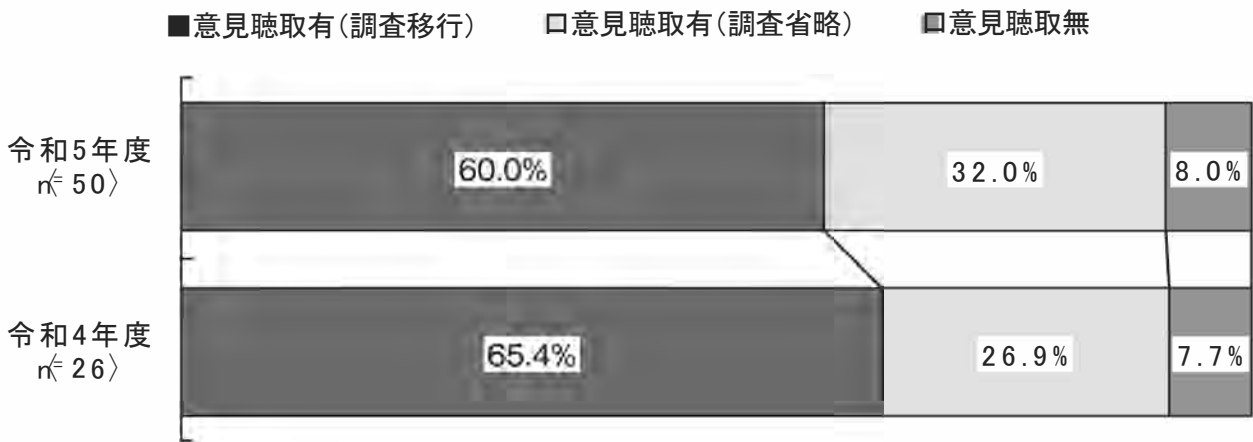
(表4-3) 法第33条の2の書面添付の有無／意見聴取の有無（調査移行の有無）

	令和5年度	令和4年度
書面添付あり・意見聴取あり	46	24
意見聴取あり・調査移行	30	17
意見聴取あり・調査省略	16	7
書面添付あり・意見聴取なし	4	2
書面添付なし	343	382
未回答	7	10
合計	400	418

法第33条の2の書面添付の有無



法第33条の2の書面添付をした場合の意見聴取（調査移行／省略）の割合



● 調査移行の割合が減少した（令和3年度60%）一方で意見聴取無して調査が実施された割合が増加傾向にある。令和3年度は3.3%であった。

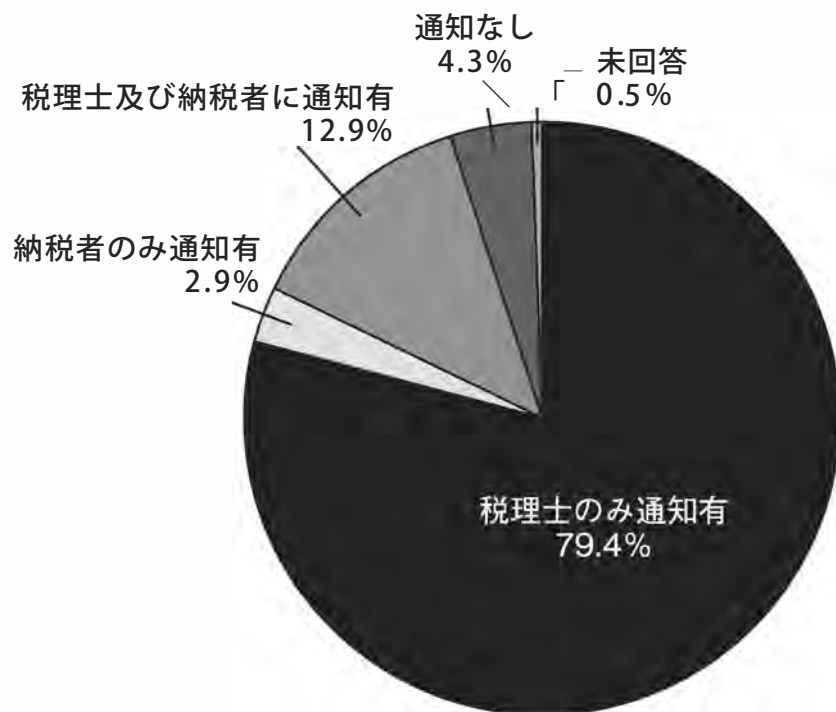
(5)調査件数及び調査通知

(表5 1)署別調査件数及び調査通知の時期

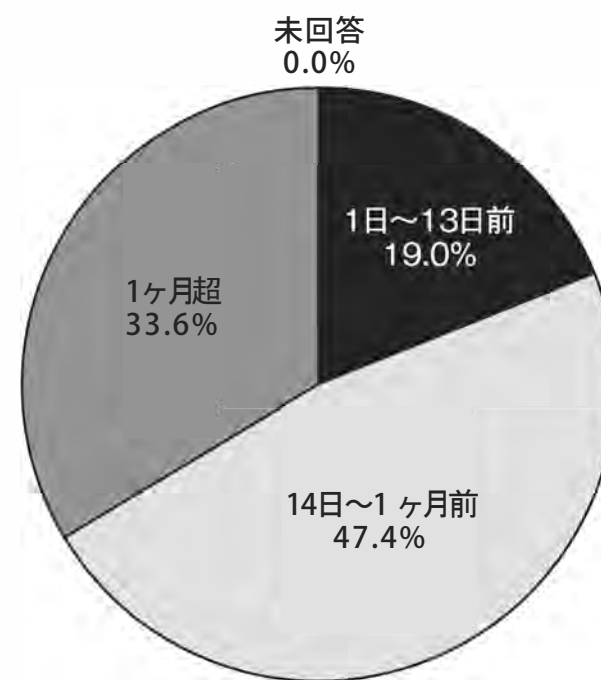
税務官署 区 分		調 査 件 数				事 前 調 査 通 知																	
		調 査 数	税目別内訳				嘉 納 なし	税理士のみ通知					納税者のみ通知					税理士及び納税者に通知					未 回 答
			贈与 税	資産税	未回答			18～ 138前 日	148～ 1ヶ月 前	1ヶ月 前	未回答	小計	1日～ 13日前	14日～ 1ヶ月 前	1ヶ月 前	未回答	小計	1日～ 13日前	14日～ 1ヶ月 前	1ヶ月 前	未回答	小計	
1	名古屋国税局	9	9				2			1		1			1		1		1	4		5	
2	名古屋中	16	13	1	2			1	6	8		15							1		1		
3	名古屋東	6	4		2		1	2	2	1		5											
4	千 種	16	14	2				1	6	6		13	1	1			2		1			1	
5	名古屋北	13	12	1			1	1	5	4		10					2					2	
6	名古屋西	15	11	1	3			1	5	6		12						2	1			3	
7	名古屋中村	20	16		4			5	8	4		17						3				3	
8	昭 和	26	18	5	3		2	2	16	5		23						1				1	
9	熱 田	30	20	3	7		1	8	15	3		26	1				1		2			2	
10	中 川	18	14	2	2		1	3	5	4		12	1				1	2	2			4	
11	半 田	21	18	1	2		2	3	6	8		17						2				2	
12	岐阜北	31	21	5	5			7	11	9		27			2		2	1		1		2	
13	岐阜南	25	15	5	5		2	5	6	5		16	2	1			3	1	2	1		4	
14	大 垣	27	16	6	5			5	8	8		21						4	2			6	
15	関	16	15		1				8	6		14		1			1		1			1	
16	多治見	13	7	3	3		1	1	3	4		8						2	1			3	1
17	中津川	20	12	5	3			2	7	6		15	1				1		3	1		4	
18	高 山	37	29	5	3		2	4	25	6		35											
19	小 牧	17	10	4	3		2	3	3	6		12						2		1		3	
20	尾張瀬戸	5	5					1	2	2		5											
21	一 宮	12	7	3	2			3	4	3		10						1	1			2	
22	津 島	8	7	1					6	2		8											
23	刈 谷	7	7					1	4	1		6								1		1	
24	西 尾																						
25	岡 崎																						
26	豊 田	10	6	1	3		2	2	3	2		7						1				1	
27	豊 橋	3	2		1				1	1		2								1		1	
28	新 城																						
29	名古屋その他 未回答	(12)	(7)	(4)	(1)			(1)	(2)	(6)		(9)			(1)		(1)		(1)			(1)	(1)
30	他局管内	8	4	4						4		4						2	2			4	
合 計		441	319	62	60		19	62	167	121		350	6	3	4		13	12	29	16		57	2
		100%	72.3%	14.1%	13.6%		4.3%	14.1%	37.9%	27.4%		79.4%	1.4%	0.7%	0.9%		2.9%	2.7%	6.6%	3.6%		12.9%	0.5%
令和4年度		447	342	67	38		14	67	281	2	350				7		7	4	22	44	2	72	4
		100%	76.5%	15.0%	8.5%		3.1%	15.0%	62.9%	0.4%	78.3%				1.6%		1.6%	0.9%	4.9%	9.8%	0.4%	16.1%	0.9%

※調査通知日の設問を変更している。令和4年度は1日～6日前、7日～13日前、14日以上前であった。

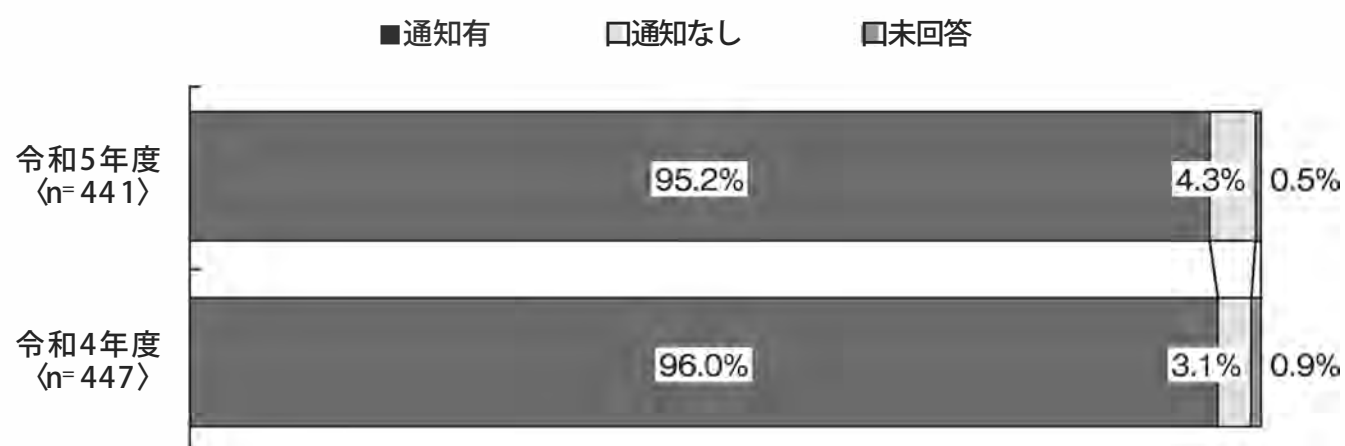
調査の事前通知(n= 441)



調査通知日(n= 420)

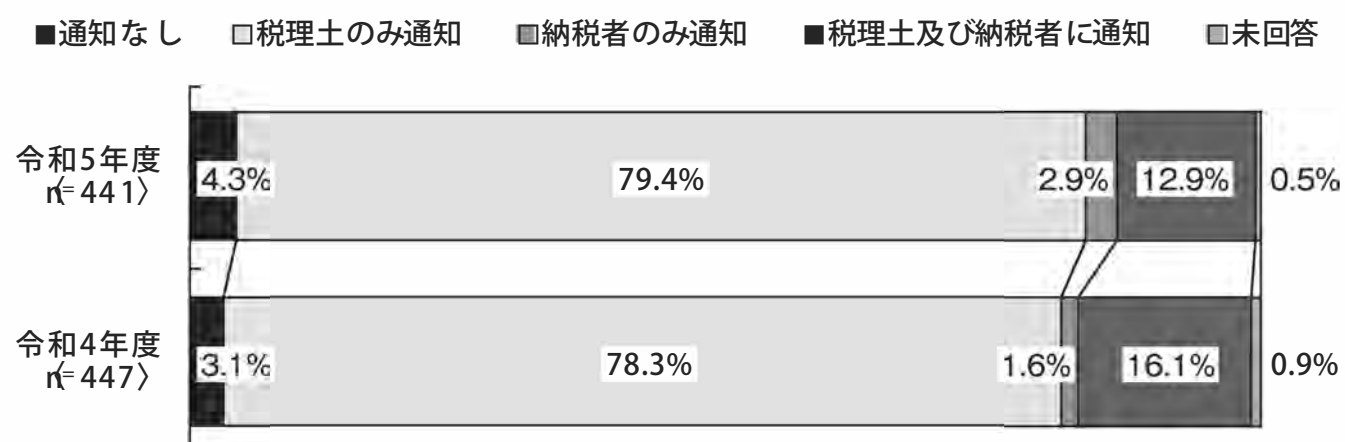


事前調査通知の有無



●「通知なし」の割合が増加傾向にある。令和3年度は1.4%であった。

事前調査通知の内訳



●昨年同様「税理士のみ通知」の割合が高い傾向が続いている。

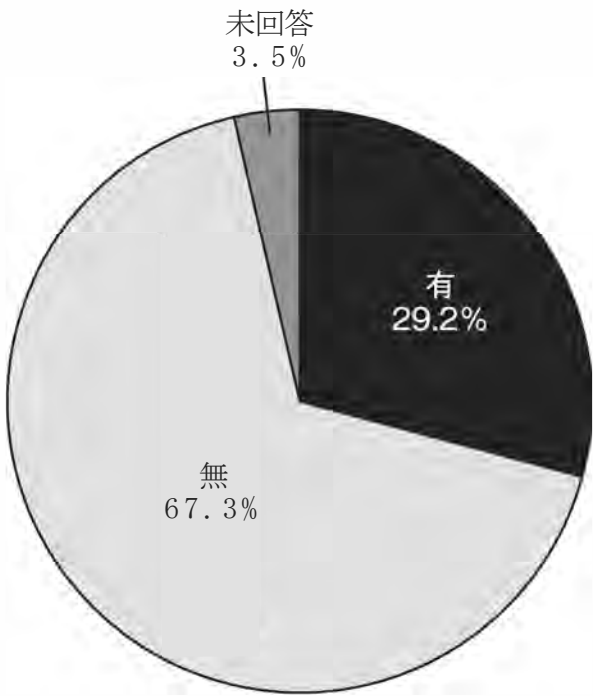
(6)調査内容

(表6)調査内容

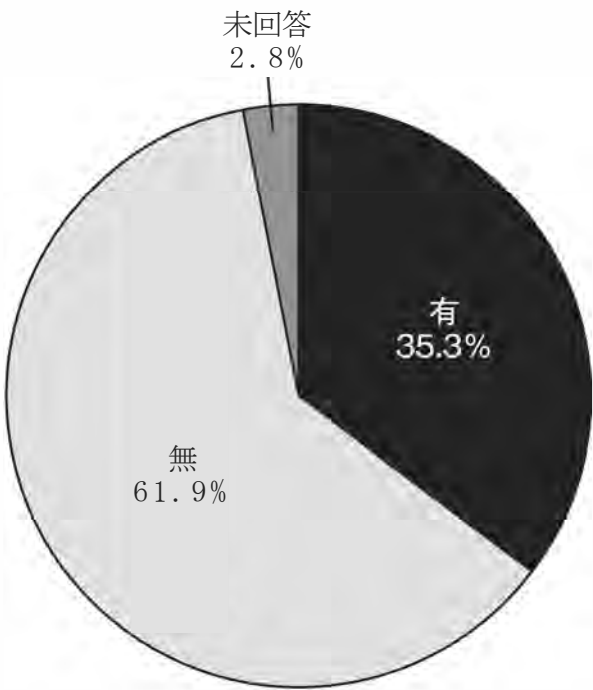
区分 税目	調査通知						現況調査				パソコンデータの画面確認				パソコンデータの提出				コピー機・カメラの持込				
	通知の有	税理士のみのみ	通知の有	税納者のみに通知	通知なし	未回答	合計	現況有	現況無	未回答	合計	有	無	未回答	合計	有	無	未回答	合計	有	窮無	無	未回答
法人税 消費税	282	3	36	17	1	319	72	226	12	310	127	171	12	310	106	195	9	310	88	190	26	6	310
	82.1%	0.9%	11.3%	5.3%	0.3%	100.0%	23.2%	72.9%	3.9%	100.0%	41.0%	55.2%	3.9%	100.0%	34.2%	62.9%	2.9%	100.0%	28.4%	61.3%	8.4%	1.9%	100.0%
	(78.3%)	(1.2%)	(16.7%)	(3.5%)	(1.2%)	(100.0%)	(37.3%)	(60.4%)	(2.4%)	(100.0%)	(45.3%)	(54.1%)	(0.6%)	(100.0%)	(30.2%)	(68.9%)	(1.8%)	(100.0%)	(31.7%)	(58.9%)	(8.9%)	(0.6%)	(100.0%)
所得税 消費税	41	9	11		1	62	26	33	2	61	19	42		61	14	47		61	36	4	20	1	61
	66.1%	14.5%	17.7%		1.6%	100.0%	42.6%	54.1%	3.3%	100.0%	31.1%	68.9%		100.0%	23.0%	77.0%		100.0%	59.0%	6.6%	32.8%	1.6%	100.0%
	(73.1%)	(4.5%)	(19.4%)	(3.0%)		(100.0%)	(39.4%)	(59.1%)	(1.5%)	(100.0%)	(15.2%)	(84.8%)		(100.0%)	(12.1%)	(86.4%)	(1.5%)	(100.0%)	(33.3%)	(13.6%)	(53.0%)		(100.0%)
資産税	47	1	10	2		60	26	27	1	54	4	50		54	3	51		54	25	4	24	1	54
	78.3%	1.7%	16.7%	3.3%		100.0%	48.1%	50.0%	1.9%	100.0%	7.4%	92.6%		100.0%	5.6%	94.4%		100.0%	46.3%	7.4%	44.4%	1.9%	100.0%
	(94.7%)		(5.3%)			(100.0%)	(69.4%)	(30.6%)		(100.0%)	(2.8%)	(97.2%)		(100.0%)		(100.0%)		(100.0%)	(58.3%)	(2.8%)	(38.9%)		(100.0%)
総 数	350	13	57	19	2	441	124	286	15	425	150	263	12	425	123	293	9	425	149	198	70	8	425
	79.4%	2.9%	12.9%	4.3%	0.5%	100.0%	29.2%	67.3%	3.5%	100.0%	35.3%	61.9%	2.8%	100.0%	28.9%	68.9%	2.1%	100.0%	35.1%	46.6%	16.5%	1.9%	100.0%
	(78.3%)	(1.6%)	(16.1%)	(3.1%)	(0.9%)	(100.0%)	(40.2%)	(57.7%)	(2.0%)	(100.0%)	(37.3%)	(62.3%)	(0.5%)	(100.0%)	(25.0%)	(73.4%)	(1.6%)	(100.0%)	(34.1%)	(47.5%)	(18.0%)	(0.5%)	(100.0%)

※（ ）内は令和4年度の値。

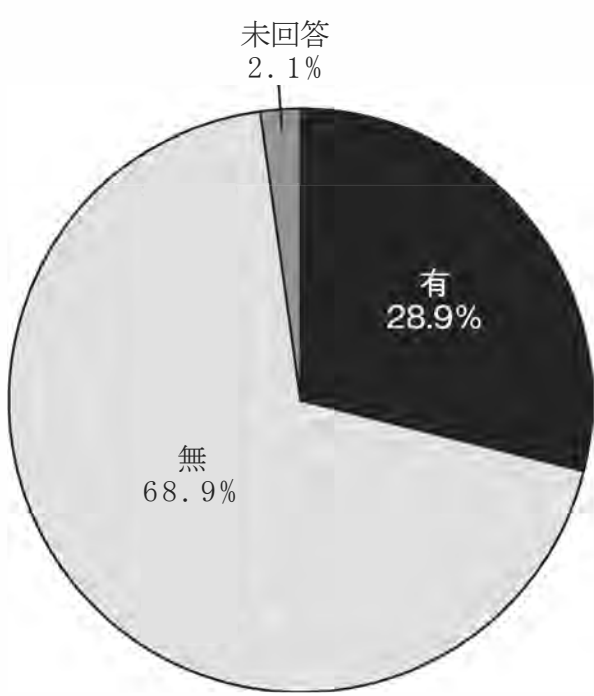
現況調査の有無（現金実査、個人通帳、貸金庫等）（n=425）



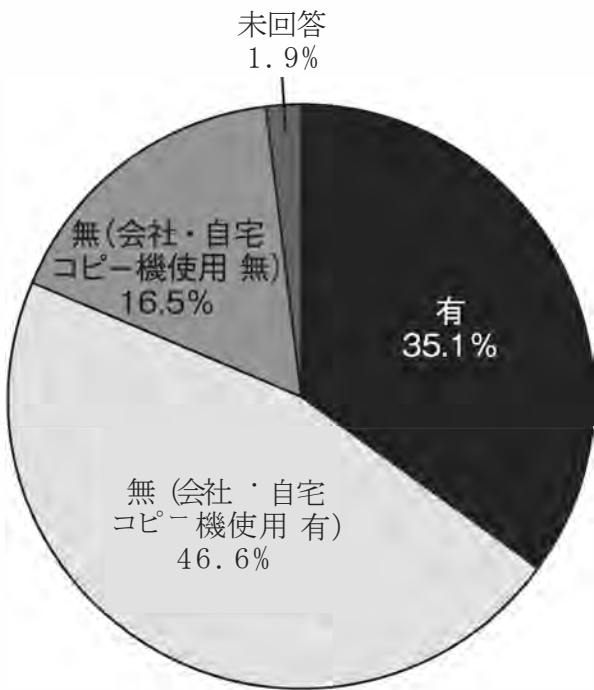
パソコンデータの画面確認（n= 425）



パソコンデータの提出（n= 425）



コピー機・カメラの持込（n= 425）



●法人税・消費税については、パソコンデータの提出が増加傾向である。令和３年度は23.8％であった。

(7) 反面調査

(表7 1) 反面調査／法人税・所得税

区分 税目	反面調査					
	金融機関	仕売人上先等	費仕入先・経費支払先	その他	無・不明	未回答
法人税消費税	17	22	63	8	219	3
	5.5%	7.1%	20.3%	2.6%	70.6%	1.0%
	(6.2%)	(13.0%)	(14.8%)	(3.3%)	(71.3%)	(1.2%)
所得税消費税	8	6	2	2	46	0
	13.1%	9.8%	3.3%	3.3%	75.4%	0.0%
	(22.7%)	(15.2%)	(6.1%)	(4.5%)	(62.1%)	(0.0%)
総数	25	28	65	10	265	3
	6.7%	7.5%	17.5%	2.7%	71.4%	0.8%
	(8.9%)	(13.4%)	(13.4%)	(3.5%)	(69.8%)	(1.0%)

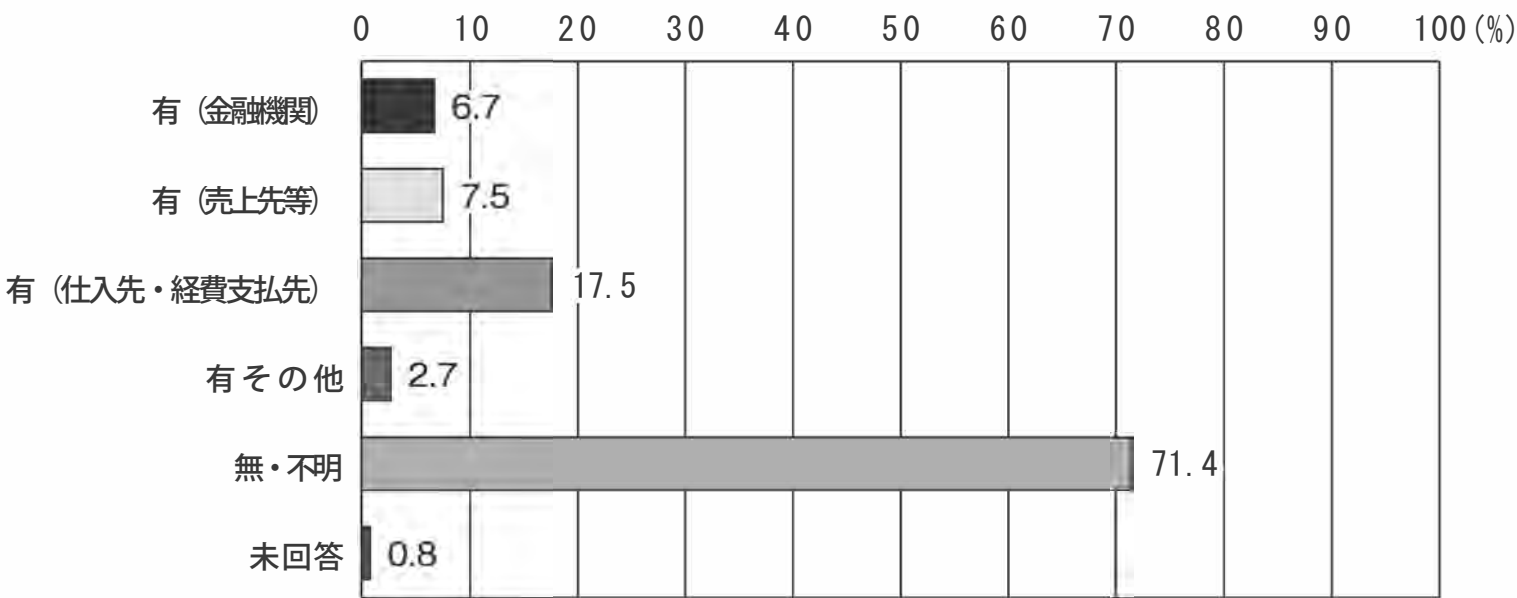
※（ ）内は令和4年度の値。

(表7 2) 反面調査／資産税

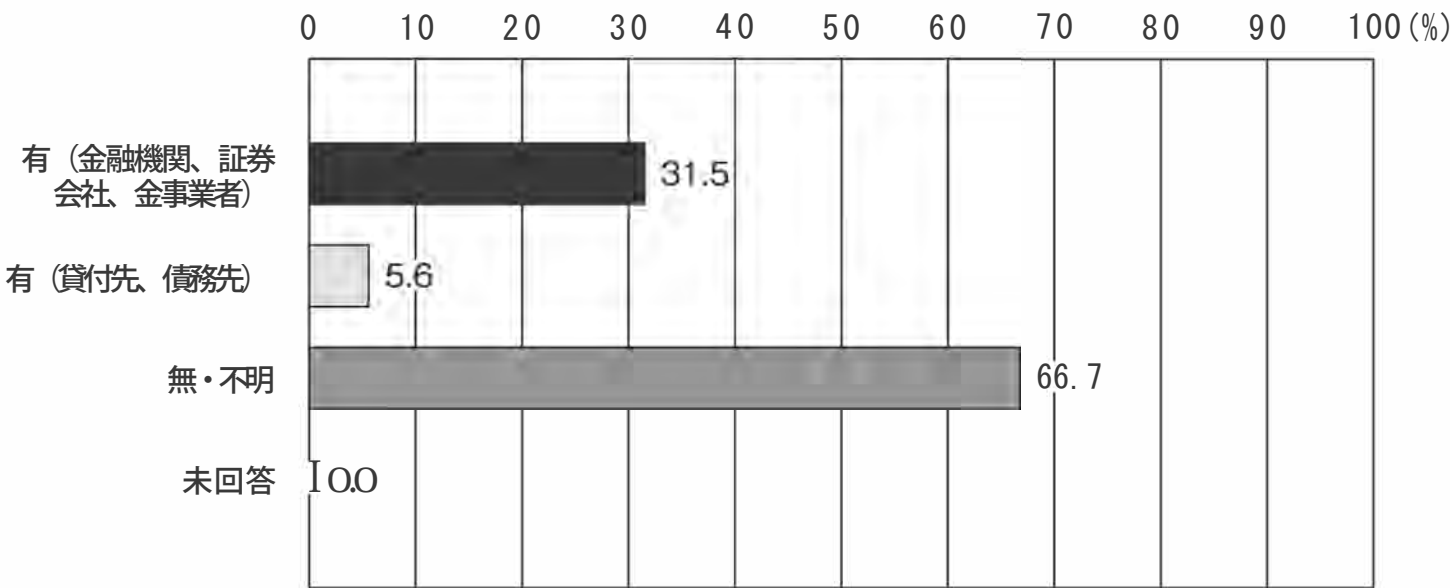
区分 税目	反面調査			
	金融機関、証券会社、金事業者	貸付先、債務先	無・不明	未回答
法人税消費税	17	3	36	0
	31.5%	5.6%	66.7%	0.0%
	(41.7%)	(2.8%)	(55.6%)	(0.0%)

※（ ）内は令和4年度の値。

関係先への反面調査の有無【法税・所得税】 (n = 371)



関係先への反面調査の有無【資産税】 (n = 54)



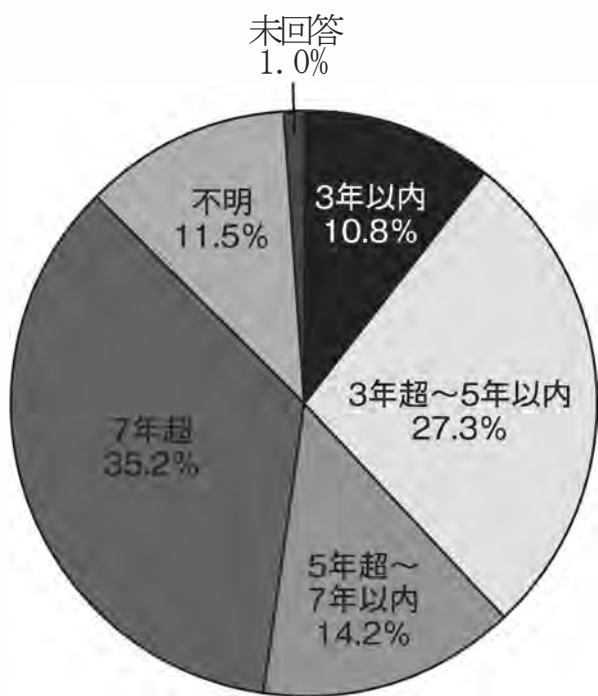
(8) 前回調査からの期間

(表8) 前回調査からの期間／法人税・所得税

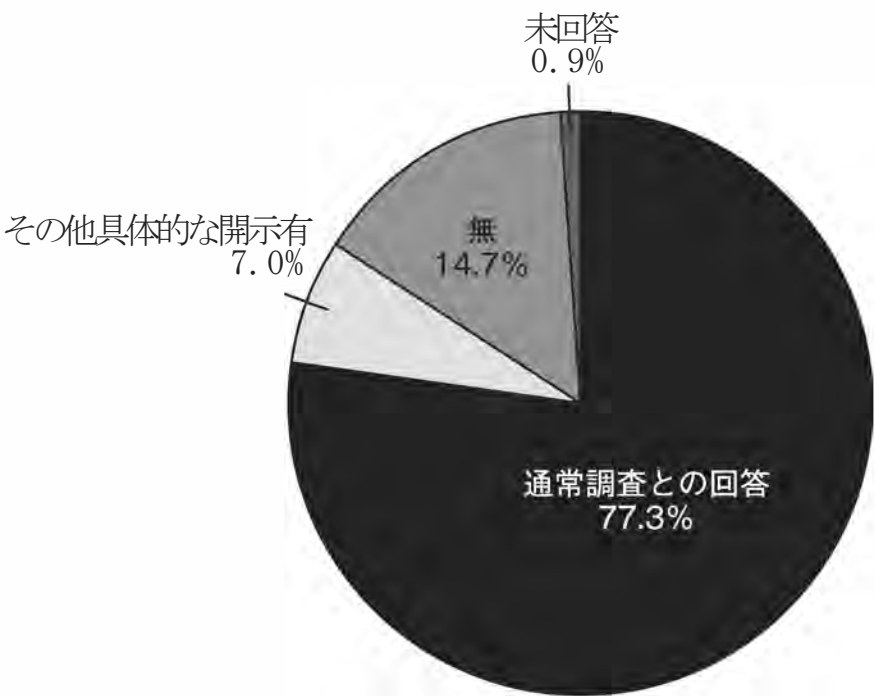
税目別	3年以内		5年以内		7年以内		7年超		不明		未回答		合計	
法人税・消費税	35	11.0%	100	31.3%	51	16.0%	106	33.2%	24	7.5%	3	0.9%	319	100.0%
所得税・消費税	6	9.7%	4	6.5%	3	4.8%	28	45.2%	20	32.3%	1	1.6%	62	100.0%
合計	41	10.8%	104	27.3%	54	14.2%	134	35.2%	44	11.5%	4	1.0%	381	100.0%
令和4年度	30	7.3%	136	33.3%	58	14.2%	137	33.5%	44	10.8%	4	1.0%	409	100.0%

※資産税を除いて集計しました。

前回調査からの期間（初回は開業時から）
【法人税・所得税】（n381）



調査理由の開示 (n = 441)



● 前回から3年以内に調査が実施された割合が顕著に増加している。令和4年法人税・消費税7.6% 所得税・消費税6.0%

(9) 税目別調査理由開示の有無

(表9) 税目別調査理由開示の有無

対象		開示あり（割合）			開示なし	未回答	合計
		通常調査との回答		その他具体的な開示有			
法人税 消費税	令和5年度	265 (83.1%)	253 (79.3%)	12 (3.8%)	51 (16.0%)	3 (0.9%)	319
	令和4年度	297 (86.8%)	277 (81.0%)	20 (5.8%)	39 (11.4%)	6 (1.8%)	342
所得税 消費税	令和5年度	57 (91.9%)	51 (82.3%)	6 (9.7%)	5 (8.1%)	0 (0.0%)	62
	令和4年度	57 (85.1%)	47 (70.1%)	10 (14.9%)	10 (14.9%)	0 (0.0%)	67
資産税	令和5年度	50 (83.3%)	37 (61.7%)	13 (21.7%)	9 (15.0%)	1 (1.7%)	60
	令和4年度	34 (89.5%)	29 (76.3%)	5 (13.2%)	4 (10.5%)	0 (0.0%)	38
未回答	令和5年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
	令和4年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
合計	令和5年度	372 (84.4%)	341 (77.3%)	31 (7.0%)	65 (14.7%)	4 (0.9%)	441
	令和4年度	388 (86.8%)	353 (79.0%)	35 (7.8%)	53 (11.9%)	6 (1.3%)	447

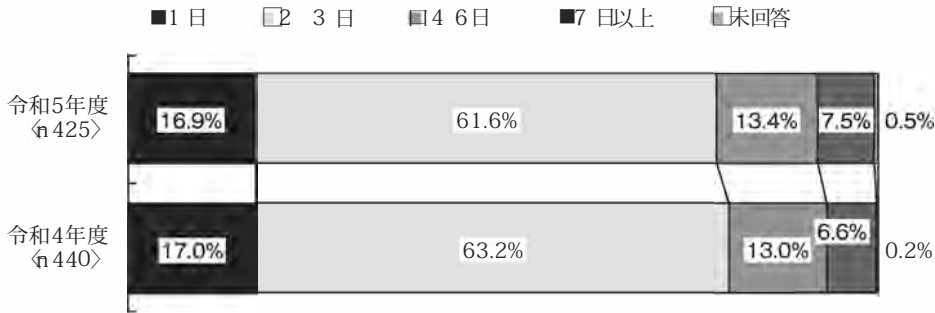
● 調査理由の具体的な開示ありの割合は低い状況が続いている。令和3年度は9.3%であった。

(10) 実調査日数及び調査期間

(表10) 実調査日数及び調査期間・資料等

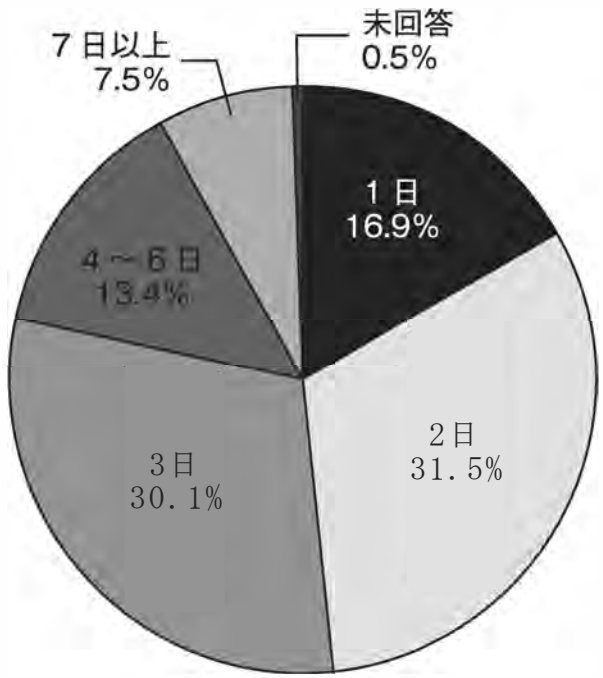
税目	実調査日数							着手から完結までの期間（資料等の留置きの有無）									
	1日	2日	3日	4～6日	7日以上	未回答	合計	1ヶ月未満 （資料等の留置き有）	1ヶ月以上 2ヶ月未満 （資料等の留置き有）	2ヶ月以上 3ヶ月未満 （資料等の留置き有）	3ヶ月以上 4ヶ月未満 （資料等の留置き有）	3ヶ月以上 4ヶ月未満 （資料等の留置き無）	4ヶ月以上 5ヶ月未満 （資料等の留置き有）	5ヶ月以上 6ヶ月未満 （資料等の留置き有）	6ヶ月以上 7ヶ月未満 （資料等の留置き有）	7ヶ月以上 8ヶ月未満 （資料等の留置き有）	8ヶ月以上 9ヶ月未満 （資料等の留置き有）
法人税・消費税	11	116	109	47	26	1	310	18	96	35	66	18	33	22	21	1	310
所得税・消費税	26	13	10	7	4	1	61	8	11	14	10	8	2	4	3	1	61
資産税	35	5	3	2			54	2	18	2	14	1	6	2	7	2	54
口 計	72	134	128	57	32	2	425	28	125	51	90	27	41	28	31	4	425
	16.9%	31.5%	30.1%	13.4%	7.5%	0.5%	100.0%	6.6%	29.4%	12.0%	21.2%	6.4%	9.6%	6.6%	7.3%	0.9%	100.0%
令和4年度	17.0%	40.0%	23.2%	13.0%	6.6%	0.2%	100.0%	9.1%	30.2%	8.4%	22.3%	7.3%	7.3%	9.1%	5.9%	0.5%	100.0%

実調査日数

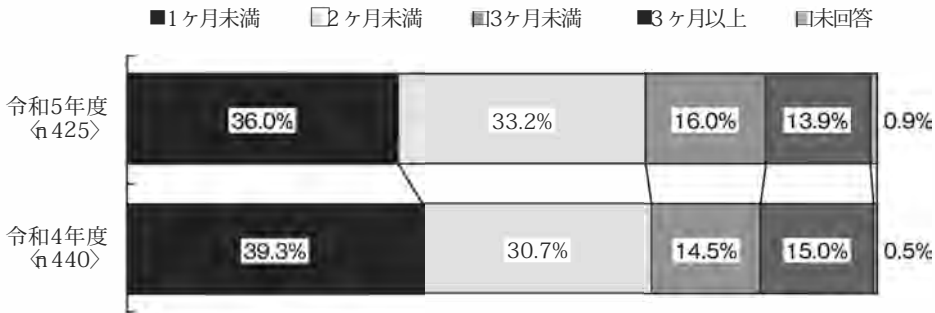


●実調査日数は長くなる傾向である。

実調査日数(n=425)

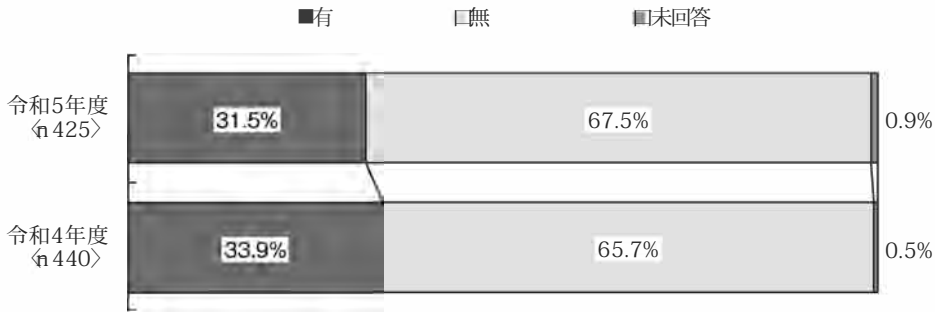


着手から完結までの期間

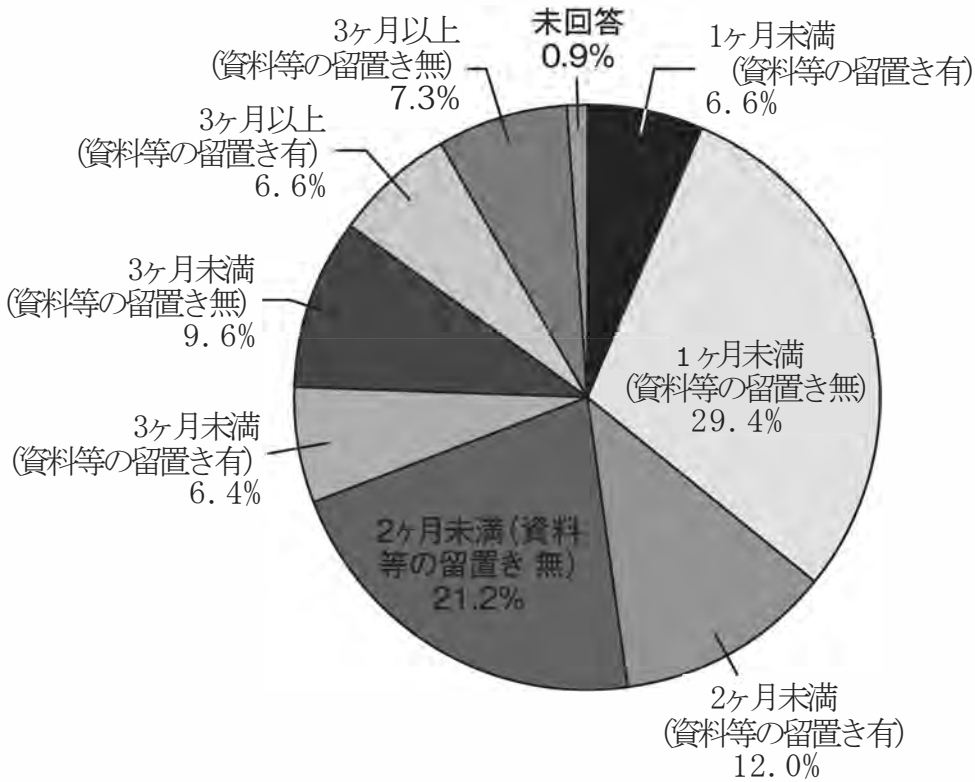


●1ヶ月未満の早期完結が減少している。令和3年度は40.1%であった。

資料の留置き

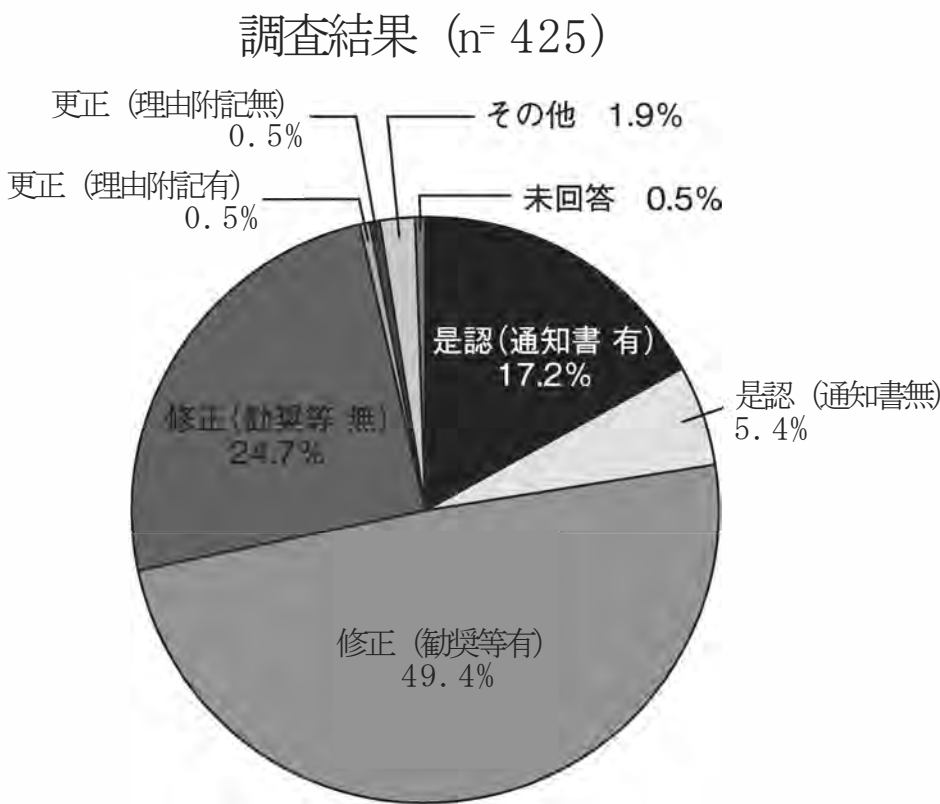


調査期間(n=425)



(11)調査結果及び修正期間
(表11 1)調査結果

税 目	申告是認	修正		更正	更正		その他	未回答	合 計	童加算 税あり
		(通知書有)	(通知書無)		(勸奨等有)	(勸奨等無)				
法人税・消費税	72	54	18	225	150	75	0	0	310	77
所得税・消費税	12	10	2	49	31	18	0	0	61	12
資 産 税	12	9	3	41	29	12			54	10
合 計	96	73	23	315	210	105	4	2	425	99
	22.6%	17.2%	5.4%	74.1%	49.4%	24.7%	0.9%	0.5%	100.0%	30.1%
令和4年度	20.2%	16.1%	4.1%	76.4%	48.6%	27.7%	1.6%	0.9%	100.0%	29.3%

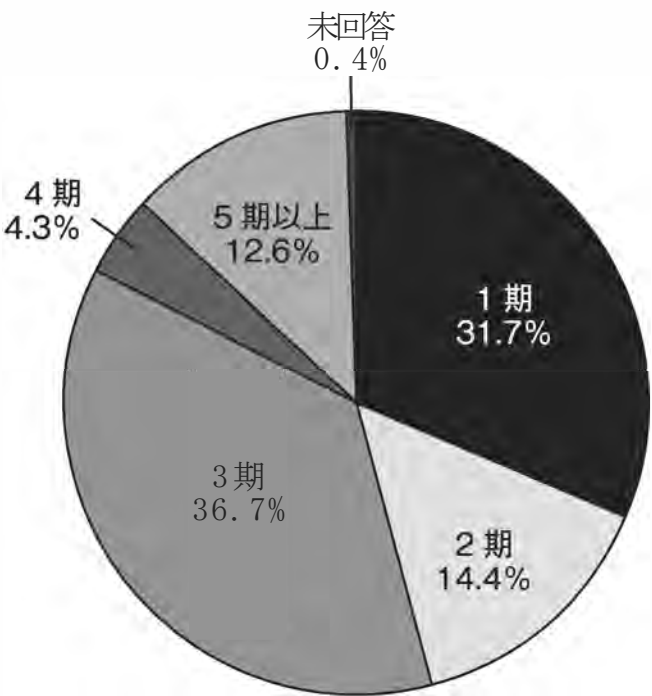


(表11 2)法人税及び所得税の修正等の期間

税 目	修正遡及期間				
	1期	2期	3期	4期	5期以上
法人税・消費税	85	34	74	9	26
所得税・消費税	3	6	28	3	9
合 計	88	40	102	12	35
	31.8%	14.4%	36.8%	4.3%	12.6%
令和4年度	34.9%	10.6%	35.3%	3.8%	15.4%

※修正遡及期間は、未回答を除いた件数を母数として集計

修正又は更正における遡及期間
【法人税・所得税】 (n278)



(12)否認事項別重加算税賦課状況
(表12 1)否認事項別重加算税賦課状況／法人税・所得税・消費税

税目	否認事項	件数	有 (質問票未書有) 納税者・署名押印有	有 (質問票未書有) 納税者・署名押印無	有 (質問票未書有) 納税者・署名押印無	無 (質問票未書有) 納税者・署名押印有	無 (質問票未書有) 納税者・署名押印無	無 (質問票未書有) 納税者・署名押印無	未回答	重加算 割合
法人税 消費税	売上	52	17	1	7			27		48.1%
	仕入他経費	124	40	3	6	1	4	69	1	39.5%
	在庫	56	11		3		1	41		25.0%
	海外取引	8	2					6		25.0%
	その他	48	10		2	1	1	34		25.0%
	未回答		1				1	4	3	11.1%
所得税 消費税	売上	26	7		2			17		34.6%
	仕入他経費	26	3		1			22		15.4%
	在庫	2						2		0.0%
	海外取引									0.0%
	その他	7	2					5		28.6%
	未回答									0.0%
合 計		287	69	4	16	2	7	185	4	31.0%
令和4年度		321	72		16	3	7	206	8	30.2%

※否認事項は、複数回答があります。

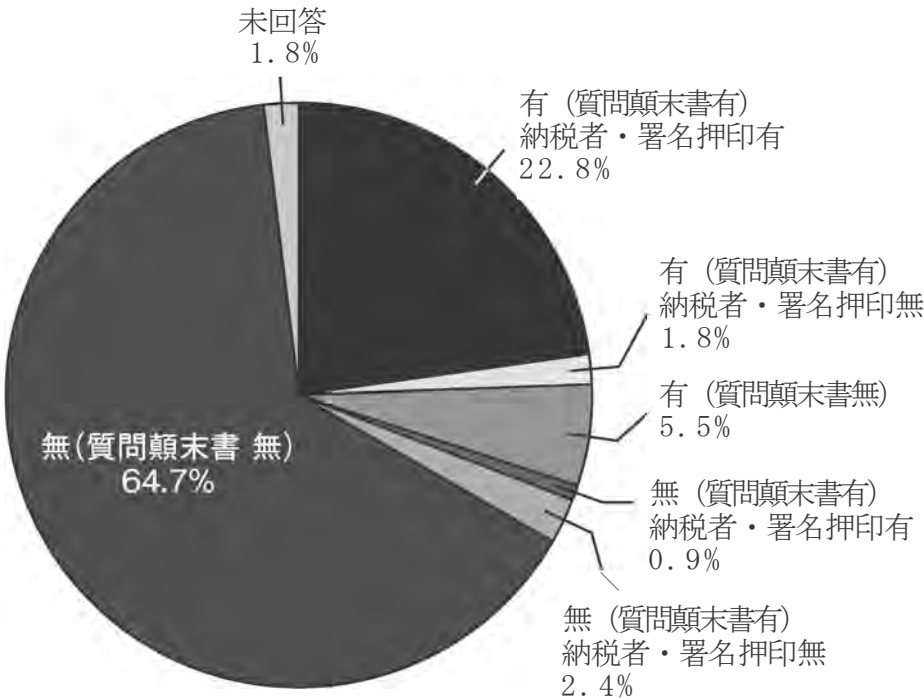
●重加算割合が増加している。令和2年度は20.1%、令和3年度は23.9%であった。

(表12 2)消費税の否認

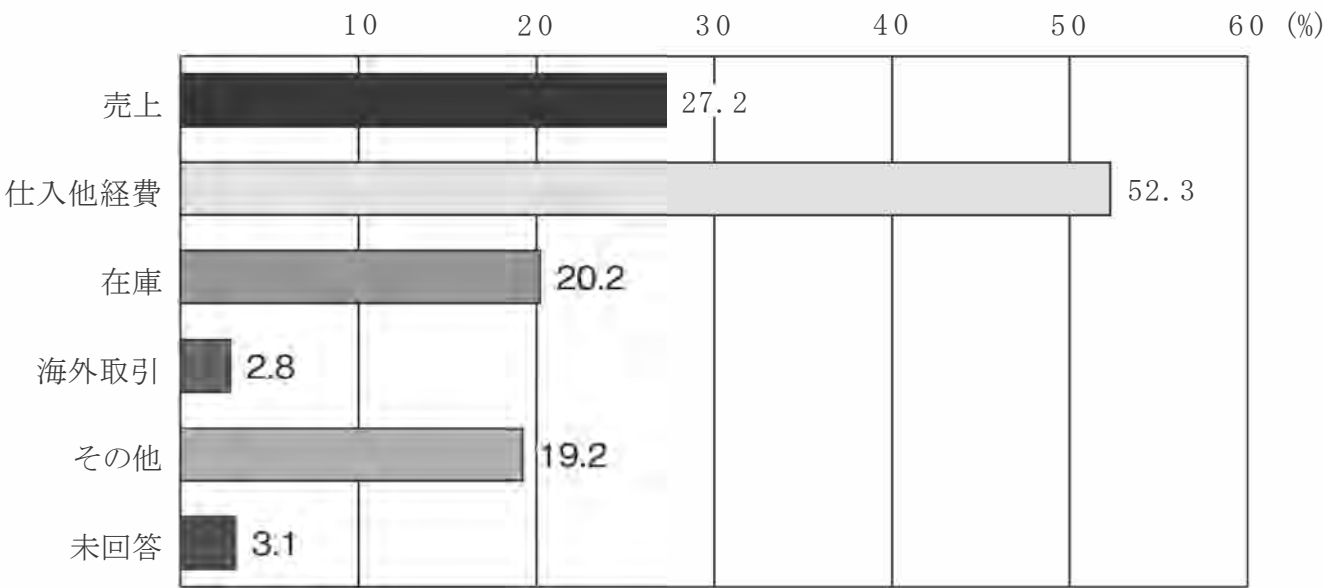
消費税 の否認	有	無	未回答	合計	比率	令和年度
法人税 消費税	131	104	3	238	55.0%	63.3%
所得税 消費税	20	29		49	40.8%	40.4%
合計	151	133	3	287	52.6%	59.2%

●消費税の否認ありの割合が減少傾向にある。
令和3年度は65.8%、令和4年度は59.2%であった。

重加対象 (n= 329)



○ 否認事項【法人税・所得税】 (n=287)

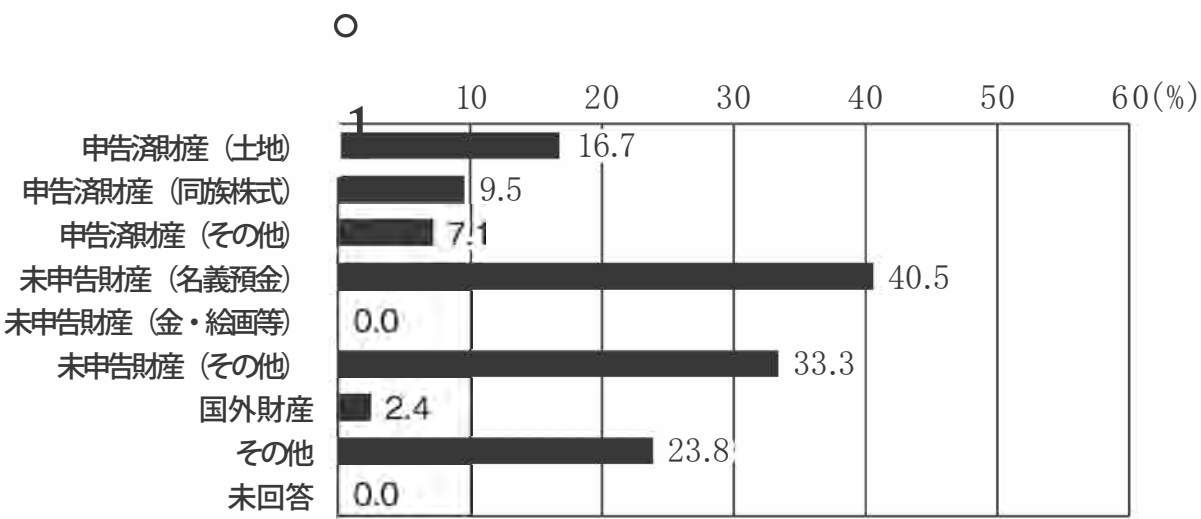


(表12-3) 否認事項別重加算税賦課状況／資産税

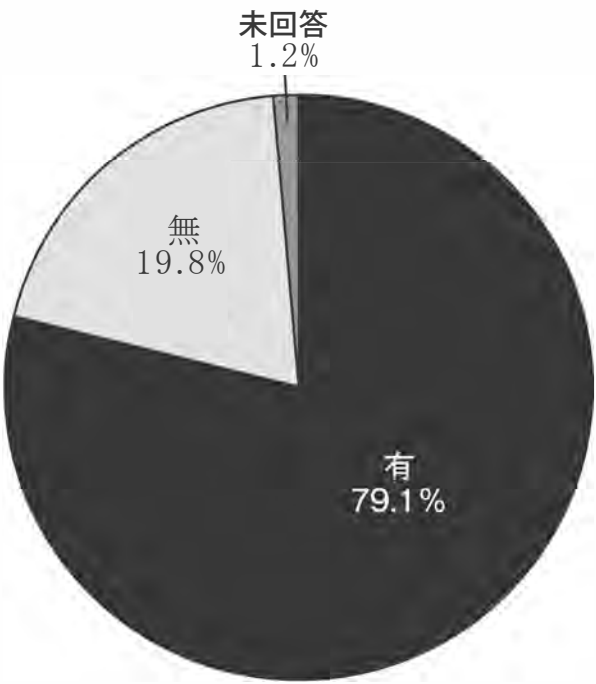
否認事項		件数	重加有償開爾未書有(納税者署名捺印有)	重加有償開爾未書有(納税者署名捺印無)	重加有償開爾未書有(納税者署名捺印無)	重加無償開爾未書有(納税者署名捺印有)	重加無償開爾未書有(納税者署名捺印無)	重加無償開爾未書有(納税者署名捺印無)	未回答	重加算割合
申告済財産	土地	7	1	1	1	0	0	4	0	42.9%
	同族株式	4	0	0	1	0	0	3	0	25.0%
	その他	3	0	0	1	0	0	2	0	33.3%
未申告財産	名義財産	17	4	0	0	1	1	11	0	23.5%
	金・絵画等			0	0		0		0	0.0%
	その他	14	1	0	0	1	0	12		7.1%
国外財産		1				0	0		1	0.0%
その他		10	2	1	1	0	0	5	1	40.0%
未回答										0.0%
計		42	6	2	2	1	1	28	2	23.8%
令和4年度		30	5		1	2	2	19	1	20.0%

●重加算割合は増加傾向にある。令和2年度は16%、令和3年度は45.5%、令和4年度は20%であった。

否認事項【資産税】(n= 42)



調査に関する報酬(n=425)



(13) 調査に関する報酬の有無

(表13) 調査に関する報酬の有無

報酬の有無	法人税・消費税	所得税・消費税	資産税	未回答	合計	比率	令和4年度
報酬あり	251	47	38	0	336	76.2%	79.6%
報酬なし	55	14	15	0	84	19.0%	18.8%
未回答	4		1	0	5	1.1%	0.0%
合計	319	62	60		441	100.0%	100.0%

(14)管轄署別データ
(表14 1)パソコンデータの画面確認

		全 体	有	無	未回答
全 体		425	150	263	12
		100.0	35.3	61.9	2.8
管轄署名	名古屋国税局	9	8	1	0
		100.0	88.9	11.1	0.0
	名古屋中	16	6	9	0
		100.0	37.5	56.3	6.3
	名古屋東	6	2	4	0
		100.0	33.3	66.7	0.0
	千種	16	7	9	0
		100.0	43.8	56.3	0.0
	名古屋北	13	7	6	0
		100.0	53.8	46.2	0.0
	名古屋西	15	2	13	
		100.0	13.3	86.7	0.0
	名古屋中村	20	6	13	1
		100.0	30.0	65.0	5.0
	昭和	26	6	19	1
		100.0	23.1	73.1	3.8
	熱田	29	7	19	0
		100.0	24.1	65.5	10.3
	中川	18	6	12	0
		100.0	33.3	66.7	0.0
	半田	20	9	11	0
		100.0	45.0	55.0	0.0
	岐阜北	29	14	15	0
		100.0	48.3	51.7	0.0
	岐阜南	24	7	17	0
		100.0	29.2	70.8	0.0
	大拓	27	5	22	0
		100.0	18.5	81.5	0.0
	関	15	7	8	
		100.0	46.7	53.3	0.0
	多治見	13	4	8	0
		100.0	30.8	61.5	7.7
	中津川	20	4	16	0
		100.0	20.0	80.0	0.0
	高山	29	11	18	0
		100.0	37.9	62.1	0.0
	小牧	16	5	11	0
		100.0	31.3	68.8	0.0
	尾張瀬戸	5	4	1	0
		100.0	80.0	20.0	0.0
	一宮	11	4	7	0
		100.0	36.4	63.6	0.0
	津島	8	5	3	0
		100.0	62.5	37.5	0.0
	刈谷	0	0	0	0
		100.0	71.4	28.6	0.0
	西尾	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0
	岡崎				0
		0.0	0.0	0.0	0.0
	豊田	10	4	6	
		100.0	40.0	60.0	0.0
	豊橋	0	0	0	0
		100.0	33.3	33.3	33.3
	新城				
		0.0	0.0	0.0	0.0
	名古屋その他	11	2	6	0
		100.0	18.2	54.5	27.3
	他局管内	8	0	0	
		100.0	25.0	75.0	0.0
	未回答	1			1
		100.0	0.0	0.0	100.0

(表14 2)パソコンデータの提出

		全 体	有	働 働 働	未回答
全 体		425	123	293	9
		100.0	28.9	68.9	2.1
管轄署名	名古屋国税局	9	9	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0
	名古屋中	16	6	10	0
		100.0	37.5	62.5	0.0
	名古屋東	6	2	4	0
		100.0	33.3	66.7	0.0
	千種	16	6	10	0
		100.0	37.5	62.5	0.0
	名古屋北	13	7	6	0
		100.0	53.8	46.2	0.0
	名古屋西	15	3	12	0
		100.0	20.0	80.0	0.0
	名古屋中村	20	8	12	
		100.0	40.0	60.0	0.0
	昭和	26	7	18	1
		100.0	26.9	69.2	3.8
	熱田	29	2	25	2
		100.0	6.9	86.2	6.9
	中川	18	3	14	0
		100.0	16.7	77.8	5.6
	半田	20	11	9	0
		100.0	55.0	45.0	0.0
	岐阜北	29	10	19	0
		100.0	34.5	65.5	0.0
	岐阜南	24	5	19	0
		100.0	20.8	79.2	0.0
	大垣	27	6	21	0
		100.0	22.2	77.8	0.0
	関	15	1	14	
		100.0	6.7	93.3	0.0
	多治見	13	3	9	0
		100.0	23.1	69.2	7.7
	中津川	20	2	18	0
		100.0	10.0	90.0	0.0
	高山	29	10	19	0
		100.0	34.5	65.5	0.0
	小牧	16	4	12	0
		100.0	25.0	75.0	0.0
	尾張瀬戸	5	2	3	0
		100.0	40.0	60.0	0.0
	一宮	11	3	8	0
		100.0	27.3	72.7	0.0
	津島	8	2	6	0
		100.0	25.0	75.0	0.0
	刈谷	0	0	0	0
		100.0	28.6	71.4	0.0
	西尾	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0
	岡崎				0
		0.0	0.0	0.0	0.0
	豊田	10	4	6	0
		100.0	40.0	60.0	0.0
	豊橋	0	0	0	0
		100.0	66.7	33.3	0.0
	新城				
		0.0	0.0	0.0	0.0
	名古屋その他	11	2	6	0
		100.0	18.2	54.5	27.3
	他局管内	8	0	0	
		100.0	12.5	87.5	0.0
	未回答	1			1
		100.0	0.0	0.0	100.0

(表14-3)コピー機・カメラの持込

		全 体	有	無 (会社・自宅 コピー機使用有)	無 (会社・自宅 コピー機使用無)	未回答
全 体		425	149	198	70	8
		100.0	35.1	46.6	16.5	1.9
管轄署名	名古屋国税局	9	3	6		0
		100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	名古屋中	16	5	9	2	0
		100.0	31.3	56.3	12.5	0.0
	名古屋東	6	2	1	3	0
		100.0	33.3	16.7	50.0	0.0
	千種	16	4	11	1	0
		100.0	25.0	68.8	6.3	0.0
	名古屋北	13	5	4	4	0
		100.0	38.5	30.8	30.8	0.0
	名古屋西	15	4	10	1	
		100.0	26.7	66.7	6.7	0.0
	名古屋中村	20	5	10	4	0
		100.0	25.0	50.0	20.0	5.0
	昭和	26	4	16	6	0
		100.0	15.4	61.5	23.1	0.0
	熱田	29	11	13	5	
		100.0	37.9	44.8	17.2	0.0
	中川	18	10	5	2	0
		100.0	55.6	27.8	11.1	5.6
	半田	20	7	12	1	
		100.0	35.0	60.0	5.0	0.0
	岐阜北	29	13	12	3	0
		100.0	44.8	41.4	10.3	3.4
	岐阜南	24	10	7	7	0
		100.0	41.7	29.2	29.2	0.0
	大垣	27	9	15	0	0
		100.0	33.3	55.6	11.1	0.0
	関	15	5	10		0
		100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	多治見	13	5	5	3	
		100.0	38.5	38.5	23.1	0.0
	中津川	20	8	8	3	1
		100.0	40.0	40.0	15.0	5.0
	高山	29	12	12	3	0
		100.0	41.4	41.4	10.3	6.9
	小牧	16	8	5	0	0
		100.0	50.0	31.3	18.8	0.0
	尾張瀬戸	5	1	4		0
		100.0	20.0	80.0	0.0	0.0
	一宮	11	5	3	3	0
		100.0	45.5	27.3	27.3	0.0
	津島	8	2	5	0	0
		100.0	25.0	62.5	12.5	0.0
	刈谷	0	0	0	0	0
		100.0	42.9	57.1	0.0	0.0
	西尾	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	岡崎					0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	豊田	10	3	0	2	
		100.0	30.0	50.0	20.0	0.0
	豊橋	0	0	0	0	0
		100.0	33.3	0.0	33.3	33.3
	新城					0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	名古屋その他	11	0	3	4	0
		100.0	36.4	27.3	36.4	0.0
	他局管内	8	0	0	0	
		100.0	0.0	37.5	62.5	0.0
	未回答	1				1
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(表14 4)調査結果

		全体	足可心 (通知書有)	足可心 (通知書無)	修正(勸 奨等有)	修正(勸 奨等無)	更正(理 由附記 有)	更正(理 由附記 無)	その他	未回答
全 体		425	73	23	210	105	2	2	8	2
		100.0	17.2	5.4	49.4	24.7	0.5	0.5	1.9	0.5
管轄署名	名古屋国税局	9	1		7		0	0		
		100.0	11.1	0.0	77.8	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0
	名古屋中	16	1	2	5	6	0	0	0	0
		100.0	6.3	12.5	31.3	37.5	0.0	0.0	6.3	6.3
	名古屋東	6	1	1	1	3	0	0		0
		100.0	16.7	16.7	16.7	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	千種	16	3	0	8	2	0	0	2	0
		100.0	18.8	6.3	50.0	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0
	名古屋北	13	2		8	3	0	0	0	0
		100.0	15.4	0.0	61.5	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	名古屋西	15	4	1	7	3	0	0	0	0
		100.0	26.7	6.7	46.7	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	名古屋中村	20	3	2	8	7	0	0		0
		100.0	15.0	10.0	40.0	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	昭和	26	4	2	16	3	0	0	1	0
		100.0	15.4	7.7	61.5	11.5	0.0	0.0	3.8	0.0
	熱田	29	9	1	17	1		0	0	0
		100.0	31.0	3.4	58.6	3.4	0.0	0.0	3.4	0.0
	中川	18	4	2	9	2	0	0		0
		100.0	22.2	11.1	50.0	11.1	5.6	0.0	0.0	0.0
	半田	20	3	1	10	5	0	0	0	0
		100.0	15.0	5.0	50.0	25.0	0.0	0.0	5.0	0.0
	岐阜北	29	4	1	14	10	0	0	0	0
		100.0	13.8	3.4	48.3	34.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	岐阜南	24	3	0	15	5	0	0	0	0
		100.0	12.5	4.2	62.5	20.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	大垣	27	0		17	8	0	0	0	0
		100.0	7.4	0.0	63.0	29.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	関	15		1	4	10	0	0	0	0
		100.0	0.0	6.7	26.7	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	多治見	13	3	1	6	3	0	0	0	0
		100.0	23.1	7.7	46.2	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	中津川	20	1	2	9	8	0	0		0
		100.0	5.0	10.0	45.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	高山	29	9	1	12	6	0	0	0	0
		100.0	31.0	3.4	41.4	20.7	0.0	0.0	3.4	0.0
	小牧	16	2	0	11	2	0	0	0	0
		100.0	12.5	6.3	68.8	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	尾張瀬戸	5	2		2	1	0	0	0	0
		100.0	40.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	一宮	11	2	1	6	2	0	0	0	0
		100.0	18.2	9.1	54.5	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	津島	8	1	0	2	4	0	0	0	0
		100.0	12.5	12.5	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	刈谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	14.3	0.0	42.9	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	西尾	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	岡崎			0			0		0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	豊田	10	1	0	7	1	0	0	0	0
		100.0	10.0	0.0	70.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0
	豊橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	新城			0			0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	名古屋その他	11	5	0	4	2	0			0
		100.0	45.5	0.0	36.4	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	他局管内	8	0	0	0	0	0	0	0	
		100.0	12.5	0.0	12.5	50.0	0.0	12.5	12.5	0.0
	未回答	1								1
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(表14 5)重加対象

		全 体	有（質問願 末書有） 納税者・署 名押印有	有（質問願 末書有） 納税者・署 名押印無	有（質問 願末書無）	無（質問願 末書有） 納税者・署 名押印有	無（質問願 末書有） 納税者・署 名押印無	無（質問 願末書無）	未回答
全 体		329	75	6	18	5	5	213	6
		100.0	22.8	1.8	5.5	0.9	2.4	64.7	1.8
管轄署名	名古屋国税局	8	3	0		0	0	5	0
		100.0	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0	62.5	0.0
	名古屋中	13	3	0	1	0	0	9	0
		100.0	23.1	0.0	7.7	0.0	0.0	69.2	0.0
	名古屋東	4	2	0	0	0	0	1	0
		100.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
	千種	12	6		0	0	0	6	0
		100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	名古屋北	11	2	1		0	0	8	0
		100.0	18.2	9.1	0.0	0.0	0.0	72.7	0.0
	名古屋西	10	2	0	0	0	0	6	0
		100.0	20.0	10.0	10.0	0.0	0.0	60.0	0.0
	名古屋中村	15	2	0		0		13	0
		100.0	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	86.7	0.0
	昭和	20	2	0	0	0	2	15	
		100.0	10.0	0.0	5.0	0.0	10.0	75.0	0.0
	熱田	19	2			0	0	14	1
		100.0	10.5	0.0	0.0	0.0	10.5	73.7	5.3
	中川	12	3	0	1	0	0	6	0
		100.0	25.0	8.3	8.3	0.0	0.0	50.0	8.3
	半田	16	7		1	0	0	8	0
		100.0	43.8	0.0	6.3	0.0	0.0	50.0	0.0
	岐阜北	24	5	0	3	0		15	
		100.0	20.8	4.2	12.5	0.0	0.0	62.5	0.0
	岐阜南	20	5	0	1		0	11	0
		100.0	25.0	0.0	5.0	0.0	10.0	55.0	5.0
	大垣	25	7	0	0	0	0	16	0
		100.0	28.0	0.0	4.0	4.0	0.0	64.0	0.0
	関	14	6	0		0	0	8	0
		100.0	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	57.1	0.0
	多治見	9	2	0	1		0	6	0
		100.0	22.2	0.0	11.1	0.0	0.0	66.7	0.0
	中津川	17	5	0	2	0	0	9	0
		100.0	29.4	0.0	11.8	5.9	0.0	52.9	0.0
	高山	19	3		0	0	0	15	0
		100.0	15.8	0.0	5.3	0.0	0.0	78.9	0.0
	小牧	13	0	0		0	0	8	0
		100.0	30.8	7.7	0.0	0.0	0.0	61.5	0.0
	尾張瀬戸	3	0		0	0	0	2	0
		100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0
	一宮	8		0	0	0	0	7	0
		100.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	87.5	0.0
	津島	6	0	0	0	0		5	0
		100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	83.3	0.0
	刈谷	6	0	0	0	0	0	5	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	83.3	0.0
	西尾	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	岡崎			0		0			0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	豊田	9	0	0	0	0	0	5	
		100.0	22.2	0.0	11.1	0.0	11.1	55.6	0.0
	豊橋	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	新城			0		0	0		0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	名古屋その他	6	0	0	0		0	4	
		100.0	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	66.7	0.0
	他局管内	7	0	0	0	0	0	5	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	71.4	14.3
	未回答	1							1
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

2 税務調査に対する税務当局への改善要望等意見

- 調査期間が長すぎる。2か月超過の長期滞留事案については、責任者「統括官以上」から、経過報告、見通しを良く説明してもらいたい。あまりに無責任である。
- 実母の逝去に伴い、忌引中に調査（事前意見聴取）の連絡がありました。6月中に実調移行するかどうかを判断したいのでと調査官の方は仰いましたがあまりにも一方的な都合によるのではないかと感じました。
- 1月～3月の税務調査は避けてほしい。
- 調査日程について、税理士会定例会の開催日が含まれており、H程の変更を依頼するも、すでに相当数計画が入っていて年末近くになるとのことであったので、やむを得ず受託した。調査担当者に税理士会定例会の日程について、署幹部から予定を聞いていないか問うも、「そんなことは知らない。」「予定表にも書いていない。」「伝えられたかもしれないが、記録していない。」等の発言であった。
- 経理専任者のいる法人とは異なり、個人事業主は休業して税務調査に対応せざるを得ない。取引先との日程調整後、当局からの調査日程変更は非常に迷惑となった。配慮してほしい。
- 確定申告時期は極力調査時期をずらしてほしいです。
- 日程調整が半ば強引な点もありますので、柔軟な対応をお願いしたい。
- 前回是認にもかかわらず、スパンが短い(3年以内)。業務内容に変更がないにも関わらず毎回同じことを聞かれる。納税者ごとの資料をきちんと残しておいてほしい。
- 税務署員が同時に何件も担当しているようで、連絡がつかないし進みが遅い。担当に物事を決める権限がないためこちらの意見を述べても「統括に確認します」しか言えずさらに進まない。もう少しスムーズに進行できるように努めていただきたい。
- 調査連絡の際に示された調査終了日は、特に必要な問題がない限り延長しないでいただきたい。延長する場合は、調査終了予定日に、問題事項の開示と、延長期間を示していただきたい。
- 調査結果が出るまでの期間がとにかく長過ぎます。納税者も呆れているのが現状です。手続き上、仕方のないことであっても途中経過の報告だけでも何とかならないでしょうか。
- 段取りが悪く、調整時間が長くなった。
- 出来るだけ調査日数は2日にして欲しいです。
- 現地調査終了後、質問と回答の繰り返しが何度かあったが、こちらが回答してから返答（あるいはさらなる質問）が返ってくるまで何か月もかかった。実は反面調査に日数が掛かっていたということが後で分かったが、途中ではただ「お待たせしております」と言うだけで何も教えてくれないというのはいかがなものか？
- 調査期間が長すぎる。調査結果が概ね決まっているが最終的に調査結果説明の連絡があるまでしばらく何の連絡もないことが多々ある。調査を受けている側の精神的負担を考えると、重加対象がなくそれほど問題がない事案はすみやかに処理していただきたい。
- 調査結果までの期間が以前より長いと感じました。
- 調査をしてから、結論が出るまでの期間が長すぎる。納税者もその間落ち着かないので短縮すべき。
- 税務調査の連絡を受けたのが令和4年10月だったと記憶しており、私が同月は調整できなかったもので、11月初旬になった案件がありました。その後、調査実施後の提出書類のやりとりを経て、すべて完了したのが12月の中旬でした。このように、10月開始調査は、12月の繁忙期へ影響を及ぼす可能性が高く、税理士にとって物理的・精神的な負荷大です。調査打診は、9月末までにして頂きたく切に改善を希望します。
- 着手から1日目2日目の現地調査があり、2ヶ月後また、現地調査があった。納税者があまりにも期間が長いのに苦言を呈していた。
- 調査の期間が無用に長い。こちらの回答に対して返事がくるのが2週間以上空くのは通常。もう少しスピーディーに調査を進めてほしい。
- 調査の終了まで時間がかかったが途中経過の連絡もなかったため長くなる時は途中経過の連絡をして欲しい。
- 調査の長期化により知り合いからの紹介で最終調整のみ立ち合ったが、資料を長期間預かっていたにもかかわらず、内容が精査されておらず、こちらの質問にも曖昧な答えしか返せない状態でした。もう少し署内できちんと詰めてから打ち合わせをお願いしたい。
- 審理事項が多いと結論が出るのが遅く、調査期間が長く、煩わしい。当局が用途不明金と指摘する事項について、再三メールのやりとりを提供して先方の問題だと主張したにもかかわらず、反面調査が実施されることもなく修正

を求める手法は非常に問題があるといわざるえない。

- 何日も税務調査の対応をしているが、短期間で終わるように、段取り良くやってほしい。
- 国家権力をかざして、人権無視の反面調査が行われた。せめて、財務省（総務省かな）が全国の出先機関に「調査の心得」みたいな「注意書」を発出してくれることを望みます。
- 事前連絡なく、関与先である企業の本社を訪ねて、調査を行おうとする事例がありました。税理士にも会社にも連絡なく調査する権限があると主張していましたが、このようなことは納税者の負担となるため、やめて頂きたいです。理由を尋ねても答えることはなく、税務署には事前通知なく調査を行う権限がある。と回答するのみでした。
- 非違が、顕著に認められない事案については、勇気を持って「申告是認」を早期に決断すること。無理矢理、過小な修正申告のしょうようは見苦しい。
- 電子帳簿を推進しているのに、税務調査のたびに請求書・領収書つづり等をコピーで持ち帰るのはどうか。また持ち帰ったコピーなどを適切に廃棄しているか教えていただきたい。税務調査時に、仕訳日記帳をUSBでほしいと要望されたが、問題があると思われる。
- 当局側の都合はあるのですが、餌回調査時に感じることは、ムダと思われる各種資料、データ、証拠類のコピーが異常に多いことです。コピー機を持参される例が多いですが、会社側にコピー提出を要求される例も多いです。否認なり、指導事項の為なら理解できますが、実績作りだけ、報告（当局内での）だけのような気がします。経費削減、書類保存場所の必要性から、極力避ける方策を望みます。
- 前回調査にて、説明済の件を再びめぐったが何もなかった。こういう無駄は省いてほしい。
- どこからどこまで税務署の判断か？調査担当者個人の判断・意見か不明であり、不審をぬぐい切れない調査であった。調査担当者の発言内容については、同署・同部門の他の調査担当者も同様の発言をして調査を進めている旨の事案があった旨、他の税理士からも情報を得た。
- 納税者との会話は丁寧な言葉づかいではあったが、常に脱税者・犯罪者扱いの会話・態度であり、税の理解者、税務署への理解者・協力者を失う調査態度であった。
- 若い調査官の態度が悪い。社会人として最低限のマナーを身に付けてから来ていただきたい。
- 法令や通達に沿った対応をしてもらいたい。「昔からそうだ」とか「通常はそうだ」とか判例や証拠もなく強制的に修正申告をうながす傾向がある。
- 問題点は多々あるのに、特定の科目しか検討しないので、納税者の適正申告の意識向上につながらない。（問題点をしっかり指摘しないと、ばれなければ大丈夫という気持ちになってしまう。）
- 岐阜県内の広域特別調査を受けた法人でのこと。他人の役員（以下役員）が個人事業を行っており、これが法人の行為として法人申告に取り込むか問題となった。着手日当日、法人代表者は、調査担当者から予納をするよう指導を受け、翌日、調査担当者・経理担当・役員が「役員の取引銀行」に赴き、役員の個人名義口座から預金を引き出し、その場で法人名の納付書で予納を行った。代表者は、役員の個人事業の調査における予納であると思って予納の指導に従ったと供述しており、かつ、役員は個人事業を確定申告していて、帰属判定も確定しない状況でこの予納指導はいかかかなものか。また、調査過程の中でその調査担当からは、法人名義の口座からの代表者の個人的支出について「横領」であるという発言があった。代表者は激怒していた。調査において人権侵害とかハラスメントとか一線を超えてはならないこともあると思う。
- 調査の途中において、問題点等の指摘を調査担当者がさも最終決定したかの様な発言がある。最終結論（署等の処理方向の決定）以前に、結論が出ているかのような説明は止めてほしい。
- 中途採用の方が調査にみえたが、あまりの知識不足で社長から怒りをかっていた。現場に出る前にもっと教育して欲しい。
- 最近、若い方の研修を兼ねた税務調査が多いかと思います。みなさん、納税者とコミュニケーションを図りながら丁寧に調査に取り組んでいただければので安心して対応することができます。
- 若手職員の納税者に対する態度が悪い。
- 法人税調査について（調査を受けたのが法人だけだったので。他の系統の調査も同じだと思われる）配属3年目の職員が新任職員の同行指導を行っているが、経験のない者（コロナ禍で調査もほとんどしていない時期を過ごした職員）では指導になっておらず、調査の体をなしていない。調査を受けた会社的には有り難いが、公平な課税を実現するためにも、若手職員の調査能力の向上が必要。特調部門（法人課税第二部門）の調査や特調部門経験者による同行調査は、それなりに及第点を与えられる。

- 調査の際に部下職員を怒鳴ることは止めていただきたい。主査からしたら部下職員が自分の思い通りに動かないこともあるだろうが、もう少し言い方というか、指示の仕方があると思う。見ていて気分が悪い。
- 調査中にこちらが説明しているにも関わらず、途中で言葉を董ねてきてこちらの主張に対して聞く耳を持たないことがある。自分の思い描いた回答と違うと不機嫌になるのだと思うが。
- 調在の最中に重加算税ですねなどと納税者を煽るようなことを言わないで欲しい。
- 後から何回もあの書類をコピーし忘れましたから送ってくださいとコピーして送らせるのをやめて欲しい。
- 帳簿、伝票等のコピーが多すぎると思います。問題事項に関しての必要書類のコピーをするのではなく、コピーをした伝票等を調査するといったことが多いと感じます。
- 今回の調査について、担当者の方の異動を理由に、時間が無い、日にちが無い、とかなり結論を急がされました。また顧問先やその取引先に対しても言動が高圧的と感じられる場面が多々ありました。取引先から顧問先に「税務署の方から厳しい口調で電話があった」などの苦情も入りました。また現場で話された事項につき「上司と相談したら違う見解になった」との事で、何度も話が変わったりしました。調査の結果は売上計上漏れがあり、顧問先も自社の非を認めておりますが、もう少し冷静に進めていただきたいと思いました。
- 調査現場での納税者および税理士への非紳士的な言動は慎んでいただきたい。
- プライバシーに配慮した対応をしていただき、助かりました。
- パキスタン人の会社への調在でした。英語の書類をそのまま、対応していただけました。
- 調査官1名が体調不良のため途中で欠けたためか、最終の納税者への説明時間が足りず、調査終了後に納税者から問い合わせることとなったので、時間配分や署内での情報共有を工夫してほしい。
- A法人（調査法人）の甲役員が、非居住者と認定されたため非居住者源泉所得税を追徴された。甲は、他署のB法人からの出向者で、B法人では従業員であり、甲欄で国内源泉所得税を納付していた。非居住者認定されたため、源泉所得税の還付請求をしようと署にて相談したところ、作成していない書類等を求められ、当該、書類がないと還付できないと回答された。署は違え、国の行政機関であるのだから、署間で連絡し還付請求書のみで、対応すべきである。
- 調査官3人での調査であったが、勝手に事務所に置いてあった資料を確認したため、社長の逆鱗に触れた。ひと言、許可を頂くべきだったと思う。
- 横柄な態度、言葉遣いなど社会人としての当たり前のことを実践してほしい。
- 調査当日、その場で判断せず署に戻り申告の有無を確認してから申告漏れなどを指摘してほしい。
- 局実査官は名義資産にこだわるあまり、自説を資料の提示もなく、調査当初から押し付ける姿勢がみえて不快な調査であった。
- 高齢者、特に認知機能が低下していると思われる納税者に顛末書や質問応答記録書に署名させるのは問題があるのではないかと。
- 質問応答記録書を作るのは仕事だから仕方がないが、内容をよく理解して文章を作ってもらいたい。言ってもいないことを書くのは止めていただきたい。
- 前回から2年しか経っていない（前回是認）調査だったので、理由を尋ねたところ、前回調査があったことを、調査官が把握していませんでした。2日間の調査後、取引先へ反面調査に入り、お互い主張が違い、どちらが正しいのか確認ができないので、社長同士で話し合っしてほしいと言われました。税務署としてはどちらかが税金を払えばいいということですか？という質問を投げたところ、2年Hの若い調在官からは、「そうだ」というお返事でした。話合いを拒否したところ、後日、こちらが全く回答していないような内容の質問応答記録書を作成してきて、署名を求められました。質問応答記録書の内容を全面的に否定し、署名を拒否したところ、結果的に4ヵ月後に、是認となりました。調査の場は、税金を取り立てる場ではなく、納税者に正しい申告・納税を行っていただく指導の場であると思っています。そのような意識をもって、若い調査官にも指導をして頂く様お願いしたいです。
- 国税の納税終了時刻が窓口、銀行、郵便局とも16時までとなっており、県税、市税の窓口17時15分より早くなっている。特に月末は納税者の利便性を考えてほしい。ダイレクト納付に対応できない方もみえるからである。
- 調査予約の仕方が横柄。（あくまでも任意調査であることを忘れるな。）
- コピー機の使用は良いが、用紙を持ってきてほしい。納税者の用紙を使ったから。
- 可能な限り書面添付を実行し（法人税）、内容について詳細に記載しています。おかげか、ここ数年調査ありません。添付先については書面内容十分に吟味いただき、それでも、というところだけ調査（意見聴取）を徹底下さい。

- 不正がない場合に、接待交際費が損金に算入するかどうか、に時間を割くことは、重要なのか？税理士に対する一定の信頼はないのですか？
- 租税、納税、担税力に対する、納税者の負担について、税務当局はより勉強し、意識を高め、リスペクトし、納税者へ真摯に向き合うべき。年齢を言っては失礼かもしれないが、20代、入省後2－3年の税務職員が、税理士業10年20年の税理士と対等のレベルで話せるはずがない。知識がなさすぎる。出直して頂きたい。
- 個人事業主の税務調査において、調査対象期間を3年から5年と増やすタイミングの告知が遅かったので、早くに判断をして頂きたいと思います。
- 調在理由を開示していただきたい。調査結果通知書を顧問税理士側にも直接送って欲しい。
- 若手職員が増えたせいなのか、国税通則法・税理士法への認識が疎いと思われる。しっかりと研修・指導をしてもらいたい。
- 国税局による無予告調査で、納税者が税理士の立会いを求め、かつ、税理士から「すぐに向かうから税理士が到着するまで調査開始をしないように」と申し入れたにも関わらず、税理士が到着した時にはすでに調査が開始され現況調査を行っており、納税者のスマートフォンの内容をデジタルカメラで撮影していた。納税者は突然の来訪で普通の状態ではなく、パニック状態のときになし崩し的に調査を開始してしまうやり方は卑怯である。基本的に調査には協力する姿勢でいるが、このようなことがあると協力的に調査を受ける気持ちにならない。現場担当者の判断なのか、または上司の指示で行っていたのか、担当課長は納税者の申し入れに耳を傾けて調査進行するよう指示をするべきである。担当者が、「審理が通らない」とか「統括官がダメと言っている」など、他人に責任を負わせて修正に持ち込もうとする。自分で勉強して自分の言葉で納税者が納得する説明をするべきである。
- 納税者は明らかに不正を行っていた内容だが、「重加にすると仕事が増えるから過少でいいです。」という再任用職員の調査は受けたくない。不正は不正で指摘してもらわないと今後の指導に影響する。税理士がきっちりとやろうとしていることの意味がなくなる。
- 資料調査課による事前通知なしの調査であるので仕方ないかもしれないが、調査期間の早めの段階で調査理由の開示があるべき。（調査期間中の納税者の不安な状態を考慮すべきだから）
- 青色専従者給与の届出書が提出されていないことを実地調査時に指摘されたが、実地調査の同日中に提出済みの連絡があった。よく確認をしてから質問検査をして頂きたい。
- 堅実で適法な処理を心がけている税理士とチャレンジングな節税策を提案する税理士などを区分して、効率的に税務調査を行うべき。税理士を是認実績など評点性などでデータベース化して、徴税コストの更なる低下を達成して欲しい。挑発的で誇大に満ちたYouTube広告をうって、集客している税理士と適正な納税の普及を推進している真面目な税理士とで、関与先の調査選定率に差がないとすると、がっかりする。
- 事前通知時に担当者1名との連絡があったが、当日、上司（統括官）と2名の臨場であった。事前通知時に正確な担当者数及び担当者氏名を連絡していただきたい。
- 調査の結果報告を電話での口頭連絡だけではなく、書面でも報告をいただきたい。
- 書面添付をしていたが調査に移行し、何か指摘されるかと思ったが、何もなく是認であった。意見聴取が極めて形式的で調査移行ありきな感じがした。
- 簡単なケースは別として、複雑な取引ばかりで膨大な案件は33条にいくら詳しく書いて、意見聴取を受けて説明しても、調査移行は避けられない。逆の立場でも実地調査で資料をたくさん見ないことには理解不能だとは思いますが。
- 若手調査官に対する統括等上司の指示、指導不足が否めない。
- 決算期の調査はやめてほしい。申告に影響が出る。
- 新しく関与して1年たっていないので聞かれても前の税理士しか分からないことだらけだった。
- 意見聴取後の調査移行であったが、意見聴取の段階で質問すれば済むことも調査移行後に確認をしてきた。できる限り意見聴取を有効的に取り扱ってほしい。
- 非上場株式の評価について調査当初から思わせぶりで指摘があるものの内容を明かさずに、さらに取引材料にする手法は調査としていかなものか。これについては、評価会社の顧問税理士ではないので、評価会社の税理士に依頼して、署にも資料を提示しているにもかかわらず、再三指摘する。当方では正否がわからないので、終始更正処理を求めたが調査することが手間だったのか、修正の際取り下げた。相続の際の非上場評価株式については署から申告資料（出来ることなら、株式評価してほしい）の提示を求めたい。

3名古屋税理士会への意見

- 調査に関する苦情を受け付けるシステムがあると良いのではないか。行き過ぎと思われる調査には署側にも行政処分と同様の処分が下り、官報に載るようなことになれば無理な調査もしなくなると思っている。
- 質問応答記録書は、あくまでも、税務署側が、不正の事実を確定するため（重加算税を賦課するため）に作成する、任意の書類であることを、当局と税理士会側、双方で確認する必要がある。
- 最近、税務当局は税全般について、税制度の変更、電子帳簿、インボイス制度、納税者情報等の見直し、又は新たな制度を納税者に押し付けてくる。中小零細企業においては、そのまま税理士に振ってくるため、税理士業務が以前に比べ、大変忙しくなってきた。税理士会は機会あるごとに物申しているがあまり効果がない。効果ある提言をお願いしたい。
- いつも見ますが、提出数が少ないようです。当局発表の調査件数の2割にもならないようです。提出を高める方策（意識改革とどのように役立ったのかをPRする。何らかの特典を付けるなど）工夫されることを望みます。
- パソコンのURLからログインできませんでしたので個人のスマホから報告しました。できればパソコンから報告できるようにしてほしいです。
- 調査項目「調査期間」（法・所・消の「17」、資産税の『2』）は確定申告期（2/16～3/15）の中断期間があり、単純計算で平均値を算出するのはおかしい。「（実調査着手Hから完結Hまで。但し確定申告期（2/16～3/15）を除く）」としてどうか。
- 否認事例などのフィードバックをしてほしい。
- 毎回工夫がなされていて感心します。引き続き、頑張ってください。
- 意見等回答を求める場合には、全てWEBによる回答ができるようにしていただきたい。
- 当局との意見交換会などを通じて、しっかりと伝えてほしい。
- 税務当局にも現状の課題を伝えて欲しい。
- 過去のデータの推移等もわかると、税務調査の傾向や今後への流れがわかり、面白いかと思います。
- 法人課税調査に限定して記載します。国税当局の区分につき、名古屋国税局は1本になっています。これを調査部特官、1部門から9部門、10部門、国際調査部門、国際調査課）、資料調査課、統括実査官、査察部などに細分化されることを希望します。大手税理士法人などでは調査部の調査立会が多いと思いますが、こういった情報が反映されていないようにも思われるからです。国際調査に関してはかなりの税理士が直面しているかと思いますが、もう少し突っ込んだ税務調査の情報を要望します。以上も踏まえ、全体的な構成について、読み手である税理士のニーズを掘り起こし、いったんゼロベースで企画することもあるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 調究のアンケート提出はとても有用です。今後も続けてください。
- 33条の添付書面の限界が分かった。
- 半年ごとの回答にしてはどうですか。

アンケート回答型式 紙とwebの回答比率

回答媒体	回収票	票			有効票	調査省略	調査省略以外
		白票	入力数	期間外			
調査の有無	545	5	540		540	—	—
紙	101	5	96		96	—	—
WEB	444	—	444	—	444	—	—
法人税・所得税	408	20	388	7	381	10	371
紙	195	20	175	7	168	3	165
WEB	213	—	213	—	213	7	206
資産税	92	30	62	2	60	6	54
紙	57	30	27	2	25	1	24
WEB	35	—	35	—	35	5	30

多くのご意見をいただき、誠にありがとうございました。制度部では、会員の皆様よりいただきました貴重なご意見を、税務調査事案が特定できないように努めるとともに、できる限り原文のまま掲載するように努めました。税務調査の立会においては、納税者と税務当局との見解が分かれる中、会員の皆様が、税務の専門家としてご尽力いただき、多くの場合、大きなトラブルもなく終結していることと思います。今回寄せられましたご意見は会員の皆様が受け止められた率直なものであると受け止めております。制度部では、今回いただきました貴重なご意見を参考に、税務当局に対し、改善要望事項として活用しておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

法人税・所得税・消費税税務調査報告

対象期間 令和4年7月1日～令和5年6月30日まで（該当する箇所に0を付してください）

1	対象税目	法人税、消費税		18	財産債務調書、国外財産調書の提出（所得税のみ）	有				
		所得税、消費税				無				
2	所得税確申期中の実調査でしたか？	はい		19	現況調査の有無（現金実査、個人通帳、貸金庫等）	有				
		いいえ				佃‘				
3	実調査開始日	年 月 日		20	パソコンデータの画面確認	有				
4	管轄署名	税務署				血‘				
5	事業業種	業		21	パソコンデータの提出	有				
6	決算月（法人税のみ）	月				無				
7	調査の事前通知	税理士のみ通知有		22	コピー機・カメラの持込	有				
		納税者のみ通知有				血‘				
		税理士及び納税者に通知有				会社コピー機使用				
		通知なし				有佃				
8	調査通知日	1日～13日前		23	関係先への反面調査の有無	有	金融機関			
		14日～1ヶ月前					売上先等			
		1ヶ月超前					仕入先・経費支払先			
							その他（ ）			
9	調査理由の開示	通常調査との回答		24	調査結果	無・不明				
		その他具体的な開示有				通知書有				
		佃‘				通知書無				
10	前回調査からの期間（初回は開業時から）	3年以内		25	否認事項	修正	勧奨等有			
		3年超～5年以内					勧奨等無			
		5年超～7年以内					理由附記有			
		7年超					理由附記無			
		不明					その他（ ）			
11	法30条の添付の有無	有		26	消費税の否認	有				
		無				無				
12	法33条の2の書面添付の有無	有（意見聴取有）		27	重加対象	有（質問顛末書有）		納税者	有	
		調査移行				署名押印		佃、		
		有（意見聴取無）				有（質問顛末書無）				
		無				無（質問顛末書有）		納税者	有	
13	調査に関する報酬	有		28	修正又は更正における遡及期間	無（質問顛末書無）		署名押印	佃‘	
		無‘								
14	実調査日数（1日未満は1日とする）	1日		29	調査官の人数	1期				
		2日				2期				
		3日				3期				
		4～6日				4期				
		7日以上				5期以上				
15	調査担当部門	署（一般部門）		30	調査官の人数	署（特別国税調査官）				
		局				その他（ ）				
16	調査官の人数	人								
17	調査期間（実調査着手日から完結日まで）	1ヶ月未満	資料等の留置き	有	上記税務調査報告に対してご意見のある方は別紙「税務調査についての改善要望等意見」にご記入ください。					
			無							
		2ヶ月未満	資料等の留置き	有						
			無‘							
3ヶ月未満	資料等の留置き	有								
	血									
3ヶ月以上	資料等の留置き	有								
	無									

資産税税務調査報告

対象期間 令和4年7月1日～令和5年6月30日まで(該当する箇所に0を付してください)

1	実調査開始日	年 月 日			13	現況調査の有無（現金実査、個人通帳、貸金庫等）	有					
2	管轄署名	税務署					無					
3	調査の事前通知	税理士のみ通知有			14	パソコンデ ー タの画面確認	有					
		納税者のみ通知有					細					
		税理士及び納税者に通知有			15	パソコンデ ー タの提出	有					
		通知なし					細、					
4	調査通知日	1日～13日前			16	コピ ー 機 ・カメ ラの持込	有					
		14日～1ヶ月前					細、	自宅コピ ー 機使用	有			
		1ヶ月超前						無、				
5	調査理由の開示	通常調査との回答			17	関係先への反面調査の有無	有	金融機関、証券会社、金事業者				
		その他具体的な開示有						貸付先、債務先				
		無、					無・不明					
6	法30条の添付の有無	有			18	調査結果	通知書有					
		無、						通知書無				
7	法33条の2の書面添付の有無	有（意見聴取有）	調査移行				修正	勧奨等有				
			調査省略					勧奨等無				
		有（意見聴取無）	調査実施					更正	理由附記有			
			無、							理由附記無		
8	調査に関する報酬	有					その他（ ）					
		細、										
9	実調査日数（1日未満は1日とする）	1日					19	否認事項	申告済財産	土地		
		2日								同族株式		
		3日								その他（ ）		
		4～6日							未申告財産	名義預金		
		7日以上			金・絵画等							
					その他（ ）							
10	調査担当部門	署（一般部門）			国外財産							
		署（特別国税調査官）			その他（ ）							
		局										
		その他（ ）										
11	調査官の人数	人			20	重加対象	有（質問顛末書有）	納税者署名押印	有			
			無									
12	調査期間（実調査着手日から完結日まで）	有（質問顛末書無）										
		1ヶ月未満	資料等の留置き	有				無（質問顛末書有）	納税者署名押印	有		
				無、								
		2ヶ月未満	資料等の留置き	有				無（質問顛末書無）				
				細、								
3ヶ月未満	資料等の留置き	有										
3ヶ月以上	資料等の留置き	有										

上記税務調査報告に対してご意見のある方は
別紙「税務調査についての改善要望等意見」にご記入ください。

令和4事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 5 年 11 月
名古屋国税局



所得税の調査等の状況

区 分			実地調査						簡易な接触		調査等合計	
			特別・一般	対前年比	着目眼	対前年比	計	対前年比		対前年比		対前年比
1	調査件数	件	3,620		2,043		5,663		93,487		99,150	
			41,425	112.2%	2,845	139.3%	7,201	128.4%	92,844	99.3%	100,041	101.0%
2	申告漏れ等の非違件数	件	3,337		1,373		4,710		36,511		41,670	
			3,337	118.5%	1,951	141.5%	5,913	127.9%	36,147	97.8%	42,000	100.9%
3	申告漏れ所得金額	万円	49,699		15,004		生,998		143,121		97,914	
			65,003	130.8%	6,763	132.8%	71,765	131.1%	心,361	97.2%	114,129	116.6%
4	追徴税額	万円	7,048		333		7,381		2,430		9,811	
			9,920	140.7%	5,371	161.9%	10,741	141.9%	3,200	132.1%	13,941	139.3%
5	加算税	万円	1,432		41		1,473		26		1,499	
			2,157	150.6%	78	190.2%	2,235	151.7%	40	153.8%	2,276	151.9%
6	計	万円	8,480		374		8,854		2,456		11,310	
			12,077	142.4%	617	165.0%	13,694	143.4%	3,240	132.4%	15,945	145.0%
7	申告漏れ所得金額	万円	1,373		249		9,987		46		991	
			1,469	107.0%	238	95.2%	9,987	102.0%	46	100.0%	1,114	115.2%
8	追徴税額	万円	195		16		13		3		10	
			224	114.9%	19	118.8%	14	107.7%	3	100.0%	14	140.0%
9	加算税	万円	40		2		311		0.003		2	
			491	122.5%	3	150.0%	311	119.2%	0.003	133.3%	2	100.0%
10	計	万円	273		118		1,156		3		11	
			273	116.7%	118	122.2%	1,156	112.2%	4	133.3%	16	145.5%

注1 紐 4年7月から令和5年6月までの間の異動で、し、nも抵当等の対象となった全ての年分の合計の計数である*

2 上段は、前編指年直し該である。

3 1「間蓋な持注」碎数は、LEの"求ごに且づく口錢重正や丘付●項の未提出に対する提出凍りを行った代敷"は、1!

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査件数は、所得税と酒口税に中置案件である。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 令和3・事務年度件1紐4事務年{p度		令和4事務年度	対前年比
調査等件数		件	%
株式等		253	275 108.7
② 申告漏れ等の 非違件数		件	%
土地建物等		1,426	908 63.7
株式等		242	261 107.9
③ 割合		%	%
土地建物等		78.9	74.2 A 4.7
株式等		73.5	74.5
④ 申告漏れ所得金額		万円	万円
株式等		1,701	2,410 141.7
⑤ 1件当たり申告漏れ所得金額		万円	万円
土地建物等		607	1,203 198.0
株式等		599	1,272 212.5
[こ		672	876 130.3

（注）1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合課税所得）である。
2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

令和4事務年度
法人税等の申告（課税）事績・調査事績の概要

令和5年11
名古屋国税局

(注)1 令和4事務年度の調査事績は、令和4年7月1日から令和5年6月30日の間に実施した調査に係るものを集計しています。
2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

法人税等の申告・課税の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	6,094件	178.5%	7,273件	119.3%
違があった件数	2	4,601件	170.0%	5,605件	121.8%
うち不正計算があった件数	3	1,574件	159.8%	1,729件	109.8%
申告漏れ所得額	4	89,755千円	220.3%	91,401千円	101.8%
うち不正所得額	5	30,760千円	152.1%	32,707千円	106.3%
調査による追徴税額	6	18,380千円	201.2%	24,824千円	135.1%
うち加算税額	7	3,026千円	187.5%	3,754千円	124.1%
不正発習件数(3/1)	8	25.8件	3.1%	23.8件	2.0%
調査1件当たりの申告漏れ所得額(4/1)	9	14,728千円	123.4%	12,567千円	85.3%
不正1件当たりの不正所得額(5/3)	10	19.5千円	95.6%	18,917千円	96.8%
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	3,016千円	112.7%	3,413千円	113.2%

(注) 調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

0 法人消費税の実地調査の状況

―――事』葬年度等		令和3		令和4	
項 目		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	5,935	171.4	7,094	119.5
間違いがあった件数	2	3,450	170.4	4,094	118.1
うち不正計算があった件数	3	1210	165.1	1,382	101.8
調査による追徴税額	4	6,511	150.1	12,538	192.6
うち不正計算に係る追徴税額	5	2,881	144.9	5,723	198.6
調査1件当たりの追徴税額(4/01)	6	1,097	84.5	1,767	161.1
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	2,268	87.7	4,141	182.6

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

○

源泉所得税等の実地調査の状況

事務年度等		令和3		令和4	
項 目		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	461,240	99.9	460,552	99.9
実地調査件数	2	7,643	136.1	9,257	121.1
間違いがあった件数	3	2,122	162.9	2,552	120.3
うち重加算税適用件数	4	535	92.5	612	114.4
調査による追徴税額	5	912	78.3	843	92.4
うち重加算税適用追徴税額	6	925	91.5	807	87.3
調査1件当たりの追徴税額	7	368	95.9	350	95.1

(注) 調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。